

# 第4章

## 資料編

👉 1 第2章掲載区分一覧……200

👉 2 第3章掲載事業一覧……201

👉 3 国土強靱化地域計画  
(脆弱性評価) ……206

👉 4 SDGs ……236

👉 5 用語解説 ……240



## Ⅰ 第2章掲載区分一覧

柱 1 健康維持・感染症対策			
区分		ページ	部局名
1	医療機関等における感染症対策への支援	32	健康政策部
2	区民を感染症から守るための対策	33	企画経営部 総務部 健康政策部
3	健康維持・スポーツ推進に向けた取組	34	観光・国際都市部 福祉部 健康政策部 都市基盤整備部
柱 2 大規模自然災害対策			
区分		ページ	部局名
1	本部体制の強化と情報発信	36	企画経営部 総務部 地域力推進部 まちづくり推進部
2	避難所等の充実	38	総務部 区民部 福祉部 こども家庭部
3	地域防災機能の強化	39	総務部 福祉部
4	治水対策の推進	40	健康政策部 都市基盤整備部
5	災害に強いまちづくりの推進	40	まちづくり推進部
柱 3 生活支援策			
区分		ページ	部局名
1	相談・支援の推進	42	観光・国際都市部 福祉部 まちづくり推進部
2	ポストコロナ時代の地域活動支援	43	地域力推進部 福祉部
柱 4 経済活動支援策			
区分		ページ	部局名
1	経済回復に向けた、地域の産業を支える取組	45	産業経済部 まちづくり推進部
2	ポストコロナ時代における地域産業の発展に向けた取組	46	産業経済部
柱 5 学びの保障・子どもの生活応援			
区分		ページ	部局名
1	いつでもどこでも質の高い学びを提供できる環境の整備	48	教育総務部
2	子ども及び子育て家庭の生活支援	49	福祉部 こども家庭部
3	子どもへの虐待の未然防止	50	健康政策部 こども家庭部
柱 6 新たな自治体経営へのシフト			
区分		ページ	部局名
1	経営改革の推進	51	企画経営部 総務部 空港まちづくり本部
2	情報化の推進	52	企画経営部

## 2 第3章掲載事業一覧

- ・事業費は令和3年度当初予算を計上しています。
- ・国土強靱化地域計画に該当する事業には、「強靱化」欄に◆を表示しています。

### 基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標 1-1 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします				
施策 1-1-1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくります				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
妊婦等への支援の充実	621,211 千円		60	健康政策部
産後の早期子育て支援の推進	147,115 千円		61	健康政策部
子育て相談体制の拡充	102,268 千円		62	こども家庭部
子どもの発達支援の充実	449,941 千円		63	福祉部
児童虐待リスクの早期発見	—		64	健康政策部 こども家庭部
(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	68,814 千円	◆	65	こども家庭部
子どもの生活応援	26,530 千円		66	福祉部
施策 1-1-2 子どもを健やかに育む場を整備します				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
良質な保育環境の維持・向上	27,002,922 千円	◆	69	こども家庭部
保育人材の確保、保育の質の向上	1,869,555 千円		70	こども家庭部
区立保育園等の改築・改修(※1)	—	◆	71	こども家庭部
安全・安心な放課後の居場所づくり	3,716,241 千円		71	こども家庭部 教育総務部
在宅子育て支援事業等の拡充	175,431 千円		72	こども家庭部
施策 1-1-3 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る子どもを育成します				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
ICT*教育の推進	2,911,946 千円		75	教育総務部
国際理解教育の推進	256,642 千円		76	教育総務部
学校教育環境の整備	4,442,657 千円	◆	77	教育総務部
個に応じた学びの支援	423,396 千円		78	教育総務部
【柱5】学びの保障・子どもの生活応援	218,581 千円		79	教育総務部
個別目標 1-2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります				
施策 1-2-1 健康に暮らせるまちをつくります				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
地域医療連携の推進(在宅医療支援体制の強化)	35,268 千円		82	健康政策部
健康危機管理体制の強化(※2)	3,909,871 千円		83	企画経営部 総務部 健康政策部
みんなの健康づくり	72,804 千円		84	健康政策部
受動喫煙防止対策の推進	95,539 千円		85	健康政策部 環境清掃部
国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進	24,329 千円		86	区民部

※1 新蒲田保育園に係る事業費については、3-3-1「公共施設マネジメントの推進」で計上しています。

※2 区報に係る事業費については、3-3-1「区政情報発信の充実」で計上しています。

施策 1-2-2 誰もが社会的包摂の中で、安心して暮らせるまちをつくります				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
障がい者総合サポートセンター(さぽーとぴあ*)の運営・充実	892,271 千円		89	福祉部
地域生活支援拠点等の機能の充実	454,483 千円		90	福祉部
精神障がい者に対する支援の充実	18,179 千円		91	健康政策部
福祉人材の確保・育成・定着	11,406 千円		92	観光・国際都市部 福祉部
ユニバーサルデザインに配慮したサービスの改善	290 千円		93	福祉部
だれもが円滑に移動できるまちづくり	6,607 千円		94	まちづくり推進部
生活困窮者自立支援事業の実施	761,068 千円		95	福祉部
生きづらさを抱える人への支援	8,128 千円		96	健康政策部
多様な人々が活躍できるまちづくり	9,746 千円		97	総務部
施策 1-2-3 学びやスポーツを通じて、誰もが生きがいをもって暮らせるまちをつくります				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
生涯学習の基盤づくり	9,071 千円		100	地域力推進部
生涯学習の推進	7,500 千円		101	地域力推進部
図書館を活用した学習環境の整備・展開	280,119 千円		102	教育総務部
地域の歴史・文化資源の活用	204,627 千円		103	観光・国際都市部
東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業	148,070 千円		104	観光・国際都市部
スポーツ施設の整備・充実	124,500 千円	◆	105	地域力推進部 観光・国際都市部 都市基盤整備部
区民のスポーツ実施率を上げる環境整備	9,053 千円		106	観光・国際都市部
個別目標 1-3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります				
施策 1-3-1 高齢者の安全・安心な暮らしと活躍を支えます				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
高齢者の就労促進・地域活動の支援	167,633 千円		109	福祉部
高齢者が元気に過ごすための事業の充実	739,998 千円		110	福祉部
多様な主体が参画する地域づくりの支援	508,680 千円		111	福祉部
見守り体制の強化・推進	11,498 千円		112	福祉部
地域共生社会*を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化(※3)	1,166,118 千円		113	福祉部
共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援	58,577 千円		114	福祉部
多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援	78,372 千円		115	福祉部
高齢者等の権利擁護・個人の尊重	86,743 千円		116	福祉部

※3 地域包括支援センターの機能強化(適正配置)に係る事業費については、3-3-1「公共施設マネジメントの推進」で計上しています。

基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市<sup>まち</sup>

個別目標 2-1 水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します

施策 2-1-1 魅力と個性にあふれ、利便性が高く賑わいと活力あるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
蒲田駅周辺のまちづくり	3,608,911 千円	◆	119	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部
大森駅周辺のまちづくり	146,176 千円	◆	120	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部
身近な地域の魅力づくり	116,951 千円	◆	121	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部
20年後の未来を見据えたまちづくり基本方針の検討	12,811 千円		122	まちづくり推進部
新空港線*の整備推進	191,646 千円	◆	122	鉄道・都市づくり部
都市計画道路の整備	840,450 千円	◆	123	都市基盤整備部
自転車等利用総合対策の推進	256,861 千円		124	都市基盤整備部

施策 2-1-2 身近な場所で水やみどりと触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
拠点公園・緑地の整備	2,435,868 千円	◆	127	都市基盤整備部
地域に根ざした公園・緑地の整備	344,374 千円	◆	128	都市基盤整備部
地域力を活かしたみんなのみどりづくり	15,502 千円		129	都市基盤整備部
呑川水質浄化対策の推進	503,732 千円		130	都市基盤整備部 環境清掃部
散策路の整備	145,672 千円		131	都市基盤整備部

施策 2-1-3 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
燃えないまちづくりの推進	367,034 千円	◆	134	まちづくり推進部
倒れないまちづくりの推進	1,097,511 千円	◆	135	まちづくり推進部
地域の道路整備	975,316 千円	◆	136	まちづくり推進部
安全で快適な住環境の確保	153,660 千円	◆	137	まちづくり推進部
無電柱化の推進	179,214 千円	◆	138	都市基盤整備部
橋梁*の耐震性の向上	515,177 千円	◆	139	都市基盤整備部
都市基盤施設の維持管理の推進	2,261,722 千円	◆	140	都市基盤整備部
交通安全の推進	160,442 千円		141	都市基盤整備部
水防活動拠点の整備	316,498 千円	◆	142	都市基盤整備部

個別目標 2-2 首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります

施策 2-2-1 空港臨海部の特性を活かし、世界にはばたき未来へつながるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり	786,890 千円	◆	145	産業経済部 空港まちづくり本部
空港臨海部の魅力向上と活性化	18,873 千円		146	まちづくり推進部
空港臨海部交通ネットワークの拡充	12,958 千円	◆	147	まちづくり推進部

施策 2-2-2 「国際都市おおた」の推進により、持続可能な国際交流・多文化共生を育みます

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
「国際都市おおた」の推進	2,051 千円		150	観光・国際都市部

個別目標 2-3 ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します

施策 2-3-1 地域に好循環をもたらす、大田区ならではの産業の発展を支援します

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
工場の立地・操業環境の整備	1,174,308 千円		153	産業経済部
新製品・新技術開発の支援	76,094 千円		154	産業経済部
取引拡大の支援	109,819 千円		155	産業経済部
商いの活性化、魅力の発信	247,299 千円		156	産業経済部
創業*支援(※4)	18,275 千円		157	産業経済部
ネットワーク形成支援	136,443 千円		158	産業経済部
多様な産業の持続的な発展に向けた人材育成・ 事業承継・危機管理	11,059 千円	◆	159	産業経済部
【柱4】経済活動支援策	1,698,778 千円		159	産業経済部

施策 2-3-2 大田区の魅力を国内外にアピールします

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
シティプロモーション*の推進	30,291 千円		162	企画経営部 観光・国際都市部
来訪者等受入環境整備	76,993 千円		163	観光・国際都市部
観光まちづくりの支援と多様な主体と連携したにぎわいの創出	45,526 千円		164	観光・国際都市部

※4 創業支援施設に係る事業費については、2-3-1「工場の立地・操業環境の整備」で計上しています。

基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

個別目標 3-1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します

施策 3-1-1 地域力を結集し、魅力的で住み続けたいまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
区民活動への支援	5,022 千円		167	地域力推進部
しなやかな地域づくりの推進	11,337 千円		168	地域力推進部
多文化共生の推進	43,318 千円	◆	169	観光・国際都市部

**施策 3-1-2 地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくります**

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
災害時相互支援体制の整備	3,116 千円	◆	173	総務部
災害ボランティアの育成・支援	6,573 千円	◆	174	地域力推進部
災害への備えの充実	141,713 千円	◆	175	総務部 福祉部 こども家庭部
避難場所等の拡充	9,463 千円	◆	176	総務部 区民部 福祉部 こども家庭部
災害時医療体制の整備と周知	29,038 千円	◆	177	健康政策部
地域防犯活動の支援	61,235 千円		178	総務部 地域力推進部
防犯啓発活動	8,980 千円		179	総務部 都市基盤整備部
【柱2】大規模自然災害対策	138,498 千円	◆	180	企画経営部 総務部 地域力推進部 福祉部 健康政策部 まちづくり推進部

**個別目標 3-2 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です**

**施策 3-2-1 持続可能な地球環境をみんなで守り、未来へ引き継ぎます**

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
大田区環境基本計画の改定	1,629 千円		184	環境清掃部
環境にやさしいライフスタイルへの転換	7,990 千円		185	環境清掃部
区による率先行動	7,477 千円		186	環境清掃部
発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の推進	13,289 千円		187	環境清掃部
さらなるごみの適正処理推進	2,641,787 千円		188	環境清掃部
まちを彩りこころを潤す緑事業	12,830 千円		189	環境清掃部

**個別目標 3-3 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます**

**施策 3-3-1 質の高い区民サービスを提供する、持続可能な区役所をつくります**

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
区政情報発信の充実	271,043 千円	◆	192	企画経営部
多様な主体との連携・協働*による区民サービスの向上	20,549 千円		193	企画経営部
信頼される行財政運営の推進	202,001 千円		194	企画経営部 総務部
職員能力の強化	15,261 千円	◆	195	総務部
公共施設マネジメントの推進(※5)	4,630,333 千円	◆	196	企画経営部
自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)*の推進	701,256 千円		198	企画経営部 総務部

※5 学校施設に係る事業費については、1-1-3「学校教育環境の整備」で計上しています。



### 3 国土強靱化地域計画策定の前提となる脆弱性評価の結果

(令和2年12月末現在)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する	関係各部	平成30年度に区有施設の耐震診断を完了、耐震性が不足している施設について順次改築・大規模改修・耐震補強工事等を実施(令和3年1月現在の耐震化率は約98%)	特定天井等の非構造部材の耐震基準に該当する不特定多数の人々が利用する区有施設2棟について、改修工事の基本設計、実施設計に着手	・区有施設のうち50%以上(小中学校では8割以上)が築40年以上経過している。 ・非構造部材の更なる耐震化を進める必要がある。 ・施設内の什器類へ転倒防止器具を取り付ける必要がある。 ・計画的に学校施設の整備を進める必要がある。	【継続】 ➢ 建物の適切な維持管理を行い、耐震性の向上や特定天井等の非構造部材の耐震化を進める。 ➢ (仮称)個別施設計画に基づく、計画的な予防保全型修繕を実施する。 ➢ 地域の防災拠点となる特別出張所を計画的に整備する。 ➢ 学校施設について、長寿命化計画に基づき、改築・改修・修繕の優先順位等を勘案し、計画的な施設の維持・更新を実施する。 【中～長期】 ➢ 区立福祉施設については、個別施設計画に基づき改修を実施する。 ➢ 障がい者施設の整備について、庁内での検討を推進する。
			将来にわたり安定的な公共施設の整備、区民サービスの提供を行うため、個別施設計画を作成			
		観光・国際都市部	利用者の安全を確保するため、施設ごとに対応マニュアルを整備	消防法では2回と定められている訓練を、総合体育館では避難経路の確認及び消火訓練を年4回、大森スポーツセンターと大田スタジアムでは年2回実施	・ホール施設は防災計画において避難場所に指定されておらず、災害時の避難誘導等が確定していない。なお、大田区民ホールアプリコについては、帰宅困難者一時滞在施設に定められている。 ・現マニュアルが地震、台風等のそれぞれを想定したものになっていない。 ・文化財保護の観点(勝海舟)でのマニュアルを整備する必要がある。	【継続】 ➢ 避難訓練等現行の取組を確実に実施する。 【短期】 ➢ 文化施設における様々な災害に対応したマニュアルを整備する。 【中期】 ➢ 様々な災害を想定した避難訓練を実施する。 ➢ 文化施設と近隣避難場所との連携を推進する。
			大田区民ホールアプリコ、大田区民プラザ、大田文化の森の各施設で、避難誘導訓練を年1回以上実施	勝海舟記念館(文化財建造物)で、文化財保護デーに合わせ近隣消防署と連携して避難訓練を実施		
		福祉部	区立福祉施設において、防災訓練を定期的実施	大田区自立支援協議会において、要支援者を対象とした防災訓練を実施、マイ・タイムライン学習会等を実施	・各施設において、防災訓練の定期的な実施等、発災時に速やかな対応を可能とする環境整備を進める必要がある。	【短期】 ➢ 高齢者施設・障がい者施設ともに福祉避難所開設訓練を定期的実施する。 【中期】 ➢ 民営の施設における訓練にも時機をとらえて区が参加を依頼したうえで、区職員が可能な限り参加し、情報共有することで福祉避難所として必要な環境・態勢を整えていく。
健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続して行う。		



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する	こども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画作成(児童館等・保育園)</li> <li>・避難マニュアル作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)</li> <li>・自衛消防マニュアル作成(放課後ひろば)</li> </ul>	利用施設における避難訓練の実施(月1回) (児童館等・放課後ひろば・保育園)		<b>【短期】</b> ▶ 保育園では、ハザードマップ(震災・風水害編)を参考に様々な災害の事例や二次災害を想定した訓練、研修を実施し、マニュアルの検証・見直しを行う。 <b>【中期】</b> ▶ 児童館では、施設から避難先までの児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。
		まちづくり推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区耐震改修促進計画を策定、旧耐震基準で建てられた建築物を対象に耐震診断・改修助成事業を実施</li> <li>・平成31年4月から木造住宅の除却助成制度を導入</li> </ul>	住宅・マンションなどの耐震化に対する助成 平成18年4月から大田区全域で旧耐震基準により建てられた住宅・マンションなどの建築物を対象に、耐震診断・改修助成事業を開始、平成23年4月から耐震シェルター助成開始、平成31年4月から木造住宅の除却工事助成制度の開始。 <b>【令和2年12月末までの実績】</b> (木造)耐震診断1,889件、耐震改修設計937件、耐震改修工事1,035件、除却工事160件 耐震シェルター 17件 (非木造)耐震診断190件、耐震改修設計30件、耐震改修工事35件	・制度開始より10年以上が経過し、旧耐震の建物所有者が高齢化しており、耐震化を進めるにあたり高齢者のニーズに対応する必要がある。	<b>【継続】</b> ▶ 大田区耐震改修促進計画を概ね3年ごとに改訂し、令和7年度まで現行の計画を実施する。計画に掲げる数値目標を達成すべく、耐震診断・改修助成事業を推進する。 ▶ 木造住宅除却工事助成及び耐震シェルター等設置助成制度の普及啓発に努め、活用を促す。 ▶ 木造住宅の除却助成制度は令和5年度末までの助成制度とし、制度の継続は状況を考慮しながら判断する。
			(特定・一般)緊急輸送道路沿道建築物及び分譲マンションへの助成	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に対する助成 平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物助成を開始。 <b>【令和2年12月末までの実績】</b> 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断186件、耐震改修設計72件、耐震改修工事(除却工事含む)52件		<b>【継続】</b> ▶ 特定緊急輸送道路沿道建築物への助成は、令和7年度末まで行い、その後の継続については国、都と調整する。 ▶ 分譲マンション助成事業は引き続き継続し、理事会及び総会での助成制度や耐震化の手順についての説明やDMの送付等を通じた助成制度の普及啓発を行う。
			不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月末までに209棟)	都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月末までに100棟)	・沿道建物の建替え・共同化などのきっかけとなる都市計画事業の進捗が遅れている。	<b>【継続】</b> ▶ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。 ▶ 都市防災不燃化促進事業は、大森中・糀谷・蒲田地区は令和3年度まで、羽田地区・補助29号線沿道地区は令和11年10月まで、継続して実施する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月末までに22件)	木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入	・木密地域の解消については改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的・重点的な取組が必要である。	【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。	
			蒲田駅周辺・雑色駅周辺の共同化などによる建替えの支援			【中～長期】 ➢ 蒲田駅周辺地区ランドデザインの改定と連携しながら、蒲田駅周辺の基盤整備を一体的に捉えた検討を行う。併せて、駅周辺建物の共同化等の機能更新も促進する。 ➢ 雑色駅周辺地区については、都市計画決定道路・駅前広場の整備を踏まえ、共同建替えの手法等について検討するとともに、地権者のまちづくりに向けた機運醸成を図る。	
			補助28号線(池上通り)・(仮称)大森駅西口広場の事業化に合わせた沿道建物の建替え・共同化等の機運醸成			・沿道建物の建替え・共同化などのきっかけとなる都市計画事業の事業化に遅れが生じている。	【短～中期】 ➢ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。
			糞谷駅周辺地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了	京急蒲田西口地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了し、地区計画を活用した共同建替え事業を継続中			【継続】 ➢ 市街地再開発事業によるまちづくりで得た経験、知識等を現在検討中の他地区のまちづくりにおいて活用する。 ➢ 京急蒲田西口地区は、令和4年に南二街区の共同建替え事業が完成する。その後も引き続き、街区別の共同建替えを推進するため、まちづくり活動団体の活動を支援する。
	空港まちづくり本部	災害時の避難場所機能を持つ「HANEDA INNOVATION CITY」の整備に当たり、災害耐性が高く、災害時に施設機能を維持するインフラを確保			【短期】 ➢ HANEDA INNOVATION CITYは、令和4年度までに全施設が完成する予定。		
2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する	総務部	自衛消防隊訓練の定期的な実施	市民消防隊関係事業の実施(活動助成・ポンプ支給・点検・操法大会等)	・消防団員の充足率を向上する必要がある。 ・消防団員の活動拠点となる分団施設を整備する必要がある。	【短期】 ➢ 年度当初の活動助成金の交付、配備しているC級ポンプ及び格納庫の定期点検及び買替を行う。また、消防隊結成時に限り個人装備品を支給する。 ➢ 各消防署管内ごとのポンプ操法発表会を年に一度開催することで、ポンプ操法による消火活動への動機づけとする。 ➢ 展示イベントや講習会等において、防災市民組織及び市民消防隊の活動(スタンドパイプの使用についてを含む)を紹介する。 ➢ 消防団員の募集について、HP、ツイッター等の多様な媒体による情報発信や、防災関連のイベント等における消防署と連携した広報を行う。 【中・長期】 ➢ 分団施設整備について、消防署の計画に基づき、連携を密にしながら設置を支援する。		
		街頭設置消火器、スタンドパイプの配備	消防団への活動支援				

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する	地域力推進部	各学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会の防災訓練において、消防署及び消防団と連携した消火訓練の実施を支援	市民消火隊の活動を支援	・防災訓練に参加する区民の数がえず、特に若年層の参加が少ない。	【短期】 ➢ 家族連れの住民が参加しやすいよう、訓練内容に消火ミニカー体験などを企画する。また、外国人向けのチラシを作成し、外国人住民の参加を促す。 ➢ 避難所となる学校の生徒やPTA等と連携・協力し、訓練参加の促進と避難所スタッフの充実を想定した訓練の実施を検討していく。 ➢ 引き続き自治会・町会及び消防署・消防団との連携を推進していく。
		観光・国際都市部	利用者の安全を確保するため、施設ごとに対応マニュアルを整備	消防法で年2回の実施を義務付けている訓練について、総合体育館では年4回、大森スポーツセンターと大田スタジアムでは年2回実施	・大ホール等で来館者が集中している場合の避難誘導や負傷者対応などを、少ない職員数で実施するための訓練やマニュアル整備が必要である。	【継続】 ➢ 避難訓練等現行の取組を確実に実施する。 【短期】 ➢ 文化施設における様々な災害に対応したマニュアルを整備する。
			大田区民ホールアプリコ、大田区民プラザ、大田文化の森の各施設で、避難誘導訓練を年1回以上実施			
		福祉部	各福祉施設において、防災訓練を年1回以上実施		・各施設において、防災訓練の定期的な実施等、発災時に速やかな対応を可能とする環境整備を進める必要がある。	【短～中期】 ➢ 各福祉施設における防災訓練の実施状況を把握するとともに、定期的な実施するよう依頼する。
		健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続して実施する。
		こども家庭部	・避難計画の作成(児童館等・保育園) ・火災対応マニュアルの作成(保育園) ・自衛消防マニュアル作成(放課後ひろば) ・利用施設における避難訓練を実施(子ども家庭支援センター大森・蒲田年1回、洗足池年3回、保育園等月1回、児童館等・放課後ひろば月1回実施)	・消火設備の点検、消火器の定期交換等の実施(保育園・児童館等) ・灯油等の厳正な管理(保育園)	・児童館等・放課後ひろば・保育園において避難路の確保を図っていく必要がある。	【短期】 ➢ 保育園では、耐震対策として吊り戸棚の耐震ロック等を全園に配備し、避難経路を確保する。 【中期】 ➢ 児童館では、施設から避難先までの児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成26年6月に「新たな防火規制」を区内約1,551haに導入	不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月末までに209棟)	・木密地域の解消については、改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的な取組が必要である。	【継続】 ➢ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。
			都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月末までに1,005棟)	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月末までに22件)		【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。
			木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入	幅員4m未満の狭あい道路拡幅整備事業を平成16年から実施		【継続】 ➢ 狭あい道路拡幅整備事業では、年間目標として4Kmを整備していくとともに、周知活動を行い事業の拡充を図る。
			蒲田駅周辺・雑色駅周辺の共同化などによる建替えの支援			【中～長期】 ➢ 蒲田駅周辺地区グランドデザインの改定と連携しながら、蒲田駅周辺の基盤整備を一体的に捉えた検討を行う。併せて、駅周辺建物の共同化等の機能更新も促進する。 ➢ 雑色駅周辺地区については、都市計画決定道路・駅前広場の整備を踏まえ、共同建替えの手法等について検討するとともに、地権者のまちづくりに向けた機運醸成を図る。
			補助28号線(池上通り)・(仮称)大森駅西口広場の事業化に合わせた沿道建物の建替え・共同化等の機運醸成	・沿道建物の建替え・共同化などのきっかけとなる都市計画事業の事業化に遅れが生じている。		【短～中期】 ➢ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。
		糞谷駅周辺地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了	京急蒲田西口地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了し、地区計画を活用した共同建替え事業を継続中	【継続】 ➢ 市街地再開発事業によるまちづくりで得た経験、知識等を現在検討中の他地区のまちづくりにおいて活用する。 ➢ 京急蒲田西口地区は、令和4年に南二街区の共同建替え事業が完成する。その後も引き続き、街区別の共同建替えを推進するため、まちづくり活動団体の活動を支援する。		
	都市基盤整備部	公園・緑地・広場等の空地が不足しているエリアにおける、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となりうる公園用地の確保及び整備	大規模公園については、安全・安心で使いやすい公園にするるとともに、安全に避難できるようバリアフリー環境を向上	【継続】 ➢ 延焼防止等に資する公園・緑地・広場等の空地を確保、整備する。 ➢ 大規模公園の防災機能の向上及び老朽化対策に努める。		
3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する	総務部	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	マイ・タイムライン講習会の開催	・水害時緊急避難場所の周知不足や避難者の受け入れスペースの不足などに対応するため、ハザードマップの周知や活用を推進する必要がある。	【短期】 ➢ マイ・タイムライン講習会の講習会数を増やすなど、区民に対する早期避難の普及・啓発を強化していく。 ➢ 継続的に訓練や講話などを実施・開催することで、激甚化災害に対する避難対策の周知を行っていく。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する	地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	各地域においてマイ・タイムライン講習会を実施し、区民の意識啓発を実施	・区民に水害時緊急避難場所と震災時の避難所との違いが認識されていない。 ・区民にマイ・タイムラインの考え方が十分に浸透していない。	【短期】 ➢ ハザードマップが目につきやすいように案内表示等を工夫する等、配布を継続し、日頃から地域住民の地域防災についての意識向上に努めていく。 ➢ 自治会・町会や学校防災活動拠点を通じて、水害における避難意識の向上とともに情報伝達の強化に取り組む。 ➢ 水害時緊急避難場所を適切に運営していく。
			水害時緊急避難場所の開設・運営			
		福祉部	バリアフリー設備の整った福祉施設の一部を要支援者向けに福祉避難所として開設	福祉避難所予定施設に避難生活に必要な備蓄品を配備	・区内の他福祉施設等へ避難する際の移手段の確保について、協力体制を確立する必要がある。 ・各施設に配備されている防災備蓄品について必要数を精査のうえ保管スペースを確保する必要がある。	【短期】 ➢ 福祉避難所予定施設の協定内容を確認する。 【短～中期】 ➢ サービス事業所間の連携状況を確認する。 【中～長期】 ➢ 民間業者等との協力関係を構築する。
		健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼		・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要	【短期】 ➢ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和5年度までに全ての病院が策定することを目指す。
		こども家庭部	避難計画の作成 (児童館等・放課後ひろば・保育園)	避難訓練の実施 (児童館等・放課後ひろば・保育園)	・水害対策(マニュアル、垂直避難後の避難行動等)を進める必要がある。	【短期】 ➢ 子ども家庭支援センターでは、マイ・タイムライン講習会を子育てひろばで開催する。 ➢ 保育園では、水害に対する訓練の実施や垂直避難後における協力体制を確立する。 【中期】 ➢ 児童館では、施設から避難先(垂直避難を含む)への児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。学校内学童保育の場合は、学校との連携を日頃から緊密にしておく。
			建物内の垂直避難行動の周知 (児童館等・放課後ひろば・保育園)	食料等の備蓄(3日分) (児童館等・保育園)		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する	都市基盤整備部	雨水流出抑制のための透水性舗装、浸透枳の整備、開発事業者への指導 (呑川流域の目標量10.3万㎡に対し9.8万㎡完了、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し1.1万㎡完了(平成30年度))	都の浸水対策において、施工ヤード確保や地元調整などの連携を推進	・都の豪雨対策計画では、各流域の目標量を令和19年度までに達成することを目指しているため、目標達成には年次計画の策定や計画的な予算やマンパワーの投入が必要である。	【継続】 ➢ 引き続き東京都との連携を図りながら浸水対策を推進していく。 ➢ 呑川流域の目標量10.3万㎡に対し令和12年に10.1万㎡を、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し令和12年に1.5万㎡を努力目標として、雨水流出抑制施設の整備や開発事業者への指導などに取り組む。
			公園・緑地等を活用し、雨水貯留浸透対策と暑熱緩和対策を総合的に実施			【中期】 ➢ グリーンインフラを活用した減災計画の策定 【継続】 ➢ 公園・緑地等を活用し、雨水貯留浸透対策と暑熱緩和対策を総合的に実施する。
			(仮称)仲六郷水防資機材センターの整備(建設工事・配水ポンプ車等水防資器材の購入)	水防活動拠点整備に係る田園調布5丁目の用地取得	・浸水リスクの高い地域への水害対策を早急に講じる必要がある。	【短期】 ➢ (仮称)仲六郷水防資機材センターを建設する。 【短～中期】 ➢ 田園調布5丁目の取得用地における水防活動拠点整備に係る検討を行う。
	4 広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する	地域力推進部	区とキヤノン(株)の災害時協力協定により、敷地内の道路を住民避難道路として活用、令和元年度に地域住民の視察を実施			【短期】 ➢ キヤノン(株)との災害時協力協定に基づき、具体的な取組に関する検討を行う。
	こども家庭部	食料等の備蓄(3日分) (児童館等・保育園)			【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 保育園では災害発生時のマニュアルを活用し、調理師以外の職員に対する調理訓練を実施する。	



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	4 広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する	都市基盤整備部	道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に道路空洞化調査を実施し、補修工事を施工	道路障害物路線を対象に平成30年度から令和3年度の4か年計画で街路樹保全調査を実施し、補修工事を施工	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事、地元調整等に時間を要する。	【継続】 ➢ 道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に路面化空洞調査を実施する。調査結果を受け、空洞箇所の調査補修工事を道路占用企業者と協力して実施する。 【短期】 ➢ 街路樹調査結果を受け、腐朽樹木については適宜、撤去処分を実施する。
			橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)		【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
			都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)		【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
			【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。			
5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する		企画経営部	優先度の高い情報をわかりやすく整理して発信できる区HP災害モードの構築	ツイッター等の区HP以外の情報発信ツールの整備	・情報弱者等への対応を強化する必要がある。	【中～長期】 ➢ 情報伝達手段の多様化の一環として、地域FM局などの活用必要性等について、中長期的な視点からケーブルテレビ会社等の関係事業者との情報交換を行いながら、検討を進める。
			区HPへのアクセス集中対策として閲覧用サーバーを増設	防災用Wi-Fi(ワイファイ)や専用ノートパソコンを整備し、区HPの更新作業を円滑化		
		総務部	防災行政無線放送塔の適正配置	情報発信手段の多様化(防災行政無線・HP・ツイッター・エリアメール・安心安全メール・Lアラート等)	・情報弱者等への対応を強化する必要がある。 ・一斉発信機能を整備する必要がある。 ・適切な避難行動を行うための区民への情報伝達方法について検討する必要がある。	【短期】 ➢ 防災行政無線電話応答サービスの見直しを行う。 ➢ 災害情報を一元化し、区民への適時適切な情報提供に優れた総合防災情報システムの導入を視野に検討する。
			水害時緊急避難場所の見直しや避難対策について区民に広く周知するため、ハザードマップを全戸配布	適切な避難行動を促すべく、広域避難場所をハザードマップにて周知		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する	地域力推進部	各自治会・町会と特別出張所において、無線機又はPHSを活用した情報伝達訓練を実施	学校防災活動拠点において、避難行動訓練を実施 ・取組内容が各地域で不統一となっている。 ・自治会・町会役員以外の区民への情報提供手段が不足している。	【短期】 ➢ 無線機器等の充実を図りながら、地区連合会合同防災訓練、学校防災活動拠点訓練、地域力推進会議内の分科会活動を継続し、各自治会・町会と特別出張所の情報伝達方法のスキルアップを図っていく。 ➢ 風水害時の避難方法等に関する啓発ポスター・チラシを作成し、掲示版等で周知する。	
		観光・国際都市部	総合体育館、大森スポーツセンター等、区内15施設の「OTACITY FREE Wi-Fi」について災害発生モードへの切り替えを可能に	外国人向けに(一財)国際都市おおた協会のホームページによる多言語情報発信(日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、ハングル)を依頼 SNS等においてはやさしい日本語での情報発信を実施	【継続】 ➢ 現行の取組を確実に実施していく。	
		福祉部	避難行動要支援者名簿を作成し、支援者(自治会・町会、民生委員、警察署、消防署、地域包括支援センター)に配付して情報共有	支援者等による、避難行動要支援者名簿を用いた要支援者の平時からの状況確認・注意喚起	・介護事業所、障害福祉サービス事業所と情報伝達や避難行動要支援者の受け入れ態勢について連携・協力が必要である。 ・平時より名簿登録者が避難行動等について「自助」の意識を高める必要がある。 ・自治会・町会や民生委員等の支援者が名簿活用を促進するための環境整備が必要である。	【短期】 ➢ サービス事業者で構成される連絡会等に参加し情報共有を図る。 ➢ 要支援者を対象に講習会を開催するなどマイ・タイムラインを周知する。 ➢ 避難行動要支援者名簿の活用方法について、更なる周知を図る。
		健康政策部	緊急医療救護所を設置する病院の近隣に地域BWA(広帯域移動無線アクセス)回線の基地局を整備	地域BWAのWi-Fi端末を緊急医療救護所設置病院、緊急医療救護所等、部内各課に配備	・地域BWAの基地局自体のバッテリーは停電時3時間程度で電源が切れるが、設置している施設との交渉やコスト等の課題もあり、現状は電源確保が困難である。 ・誰でも扱える連絡ツール(LINE WORKS等)のほか、効率的な情報収集・伝達システムを導入する必要がある。	【継続】 ➢ 令和元年度に緊急医療救護所設置病院、緊急医療救護所等、部内各課に配備した地域BWAのWi-Fi端末を用いて、緊急医療救護所等開設・運営訓練時に地域BWAを使用した情報連絡訓練を実施する。 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を実施する。
			災害時にPCをリースし、緊急医療救護所等、部内各課に配備	災害時医療対策の関係者とネットワークを構築(大田区災害時グループウェアのアカウント配備)し、緊急医療救護所等の訓練の他、定期的な情報通信訓練を実施		
		こども家庭部	避難計画の作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)	避難マニュアルの作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)		【短期】 ➢ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。また、学童保育お知らせメールシステムを活用するなど、保護者への連絡方法を常に確保する。 ➢ 保育園では、保護者へのメールなどの災害連絡訓練を実施する。
避難訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)	保護者の複数の緊急連絡先(電話番号)の把握(児童館等・放課後ひろば・保育園)					

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題(不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成19年に「まちづくり推進部水防マニュアル(かけ崩れ対応マニュアル)」を策定	いざという時に公用車による避難勧告がスムーズに行えるよう、平成27年に急傾斜地崩壊危険個所に避難勧告する際の巡回ルートを作成、平成30年に土砂災害警戒区域を反映した巡回ルートに変更	・避難勧告の周知手段の検討が必要である。	【継続】 ➢ 避難勧告の周知ルートのブラッシュアップを定期的に行い、いざという時に公用車による避難勧告がスムーズに行えるよう訓練を実施する。また部内研修等を開催し、水防業務に従事する職員へ周知を行う。
		総務部	区民の早期避難に役立つマイ・タイムライン(避難行動計画)の普及啓発(講習会・出前講座の実施)	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	・早期避難するための情報の発信 ・土砂災害区域におけるリスクの周知 ・家屋倒壊等氾濫想定区域におけるリスクの周知	【短期】 ➢ マイ・タイムライン講習会の講習会数を増やし、多くの区民に早期避難の普及・啓発を強化していく。また、土砂災害区域や家屋倒壊等氾濫沿い定区域に該当する地域については、区民に対し継続的に危険箇所の周知徹底を行っていく。
	地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	各地域におけるマイ・タイムライン講習会の実施、地域力推進会議や町会長会議における防災情報等の情報提供を通じて、被害防止に向けた意識啓発を実施	・一時避難施設の老朽化、受入定員の不足 ・区民に水害時緊急避難場所と震災時の避難所との違いが認識されていない ・区民にマイ・タイムラインの考え方が浸透していない	【継続】 ➢ 各地区での自治会・町会長会議や学校防災活動拠点会議、防災訓練など機会を捉えて、水害時緊急避難場所の位置付けやマイ・タイムラインの考え方を周知していく。	
		急傾斜地崩壊危険個所に居住している区民への注意喚起を実施	区が避難勧告等を発令した場合に避難住民を受け入れるための一時避難施設(11箇所)を開設			
		水害時緊急避難場所の開設・運営				
	福祉部	土砂災害警戒区域に居住する要支援者について、避難行動要支援者名簿を用いた、区による状況把握		・平時から名簿登録者が避難行動等について「自助」の意識を高める必要がある。 ・対象者への避難情報の周知方法を検討する必要がある。	【継続】 ➢ 平時から対象世帯の生活環境等を把握し、危険度に応じて分類するとともに、自助・共助の考え方を浸透させるための啓発を実施する。 ➢ 発災時には、分類により危険度が高い世帯に対して、区から事前に注意喚起を行う。	
	健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼		・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要	【短期】 ➢ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和5年度までに全ての病院が策定することを目指す。	
	こども家庭部	避難計画の作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)	避難訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)		【短期】 ➢ 保育園では、ハザードマップ(震災・風水害編)を参考に様々な災害の事例や二次災害を想定した訓練、研修を実施し、マニュアルの検証、見直しを行う。 ➢ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。	



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	6 大規模浸水や土砂災害により多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成21年10月にがけ等整備工事助成事業開始(令和2年12月末までに43件の整備工事を実施)	平成22～23年度にがけ等実態調査、令和元・2年度にがけ等実態再調査を実施	・擁壁設置等の工事費用が高額であることが整備が進まない一因となっている。 ・所有者が不明確ながけ等への改善に向けた働きかけを検討する必要がある。	【継続】 ➢ がけ等整備工事助成事業について、助成金上乘せ制度(令和3年までの時限付)を引き続き継続するかの検討を含め、事業を継続する。 ➢ 大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱に基づき、令和元年度から2年度にかけて実施したがけ等実態調査の結果に応じて、がけ等の所有者に改善指導を行う。 ➢ DMIによる指導及びがけ等整備工事助成制度の普及啓発を引き続き実施する。 ➢ 災害発生時などに円滑に被災宅地危険度判定が行えるよう、マニュアルを充実させる。
			平成29年に大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱を策定し、がけ等の所有者に対し改善指導を開始	平成29年から大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱に基づき、がけ等の所有者に改善指導を行うため、DMIによる指導及びがけ等整備工事助成制度の普及啓発を実施		
		空港まちづくり本部	HANEDA INNOVATION CITYにおいて豪雨に備えた貯留槽を配置			【継続】 ➢ 雨水を速やかに誘導・貯留することで雨水の表面滞留を抑制する。
		都市基盤整備部	がけ地調査結果に基づき、道路・公園・緑地等のがけ地・ブロック塀対策工事を実施	都の浸水対策において、施工ヤード確保や地元調整などの連携を推進	・民有地のがけ対策について、行政が介入できるルールづくりが必要である。	【継続】 ➢ 公園・緑地等のがけ地・ブロック塀で安全対策を推進する。 ➢ 引き続き東京都との連携を図りながら浸水対策を推進していく。 ➢ 呑川流域の目標量10.3万㎡に対し令和12年に10.1万㎡を、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し令和12年に1.5万㎡を努力目標として、雨水流出抑制施設の整備や開発事業者への指導などに取り組む。
7 新たな感染症の大流行(パンデミック)により、多くの重症者や死者が発生する		総務部	避難想定必要数の感染症予防対策物品の備蓄	各避難所へ、マスク、アルコール消毒液、検温器、フェイスシールド等を備蓄	・感染症流行期には必要な物品が品薄になり、入手が困難となる。	【継続】 ➢ 必要な品目・数量の物品を確実に備蓄できるよう、取組を確実に実施していく。
		観光・国際都市部	【博物館・美術館】 ・臨時休館 ・開館の場合は感染拡大防止に努めながら運営 【文化施設】 ・感染拡大状況を踏まえ、必要に応じてイベント及び貸館について縮小・中止及び利用人数制限	・臨時休館期間の周知徹底 ・開館に向けて、運営ガイドラインの作成及び施設内の開館準備の徹底	・予定されているイベントや利用者対応などについて、延期や中止、利用方法変更などを行う際の丁寧な説明が重要である。	
			外国人向けに区ホームページ及び(一財)国際都市おおた協会のホームページで多言語による情報発信(英語、中国語、ハングル等)を実施	SNS等において多言語による(やさしい日本語・英語等)情報発信を実施		【継続】 ➢ 現行の取組を確実に実施していく。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	7 新たな感染症の大流行(パンデミック)により、多くの重症者や死者が発生する	福祉部	各課事務室内の消毒及び関係団体や事業所、福祉施設への感染症対策を依頼	遺体安置所について、その開設及び運営方法について検討中	・消毒用アルコールやマスクなど、関係施設に向けた衛生資材の必要数を把握する必要がある。 ・感染症が原因で死亡した遺体を安置所に収容する際、そこに従事する職員に感染の危険がある。	【短期】 ➢ 感染症感染拡大期に大規模災害が発生することに備えて、福祉避難所予定施設には備蓄用として衛生資材を調達する。 【長期】 ➢ 遺体安置所での感染症対策の検討を進める。
		健康政策部	医療機関に対して、日ごろから情報共有や協力等を行っている。	患者対応や遺体搬送等について、定期的に訓練を行っている。	・各医療機関や医師会等により、事情が異なるため、詳細な聞き取り等が必要。 ・最大規模の想定が困難である。	【継続】 ➢ 医療機関との情報交換や訓練等を実施する。 【中期】 ➢ 今回の新型コロナウイルス感染症での対応を振り返り、今後のパンデミック発生時の態勢を再構築する。
			区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続して実施する。
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	1 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動に必要な人員が絶対的に不足する	総務部	消防団、市民消防隊の活動支援	他自治体との災害時相互応援に関する協定を締結・個別協定7自治体(美郷町・東御市・東松島市・伊東市・長井市・桐生市・岡谷市)・グループ協定3種(城南5区・特別区・東海道53次市区町)	・受援体制(宿泊場所、執務スペースの確保等)を整備する必要がある。	【短期】 ➢ 活動助成金の交付及び配備品(C級ポンプ及び格納庫)のメンテナンスを引き続き行う。また、展示イベントや講習会等において市民消防隊の活動内容紹介を行い、消防隊未結成防災市民組織における消防隊結成及び隊員不足や高齢化が見られる消防隊の人員増・若い世代の取り込みを図る。 ➢ 災害時の執務スペース確保のため、日常的に会議室の配置や運用を見直していく。 【長期】 ➢ 地域防災力向上のため、消防団の活動が充実するように継続的に支援する。
		こども家庭部	災害時の救護復旧活動に従事する職業の保護者の子どもを受け入れる「応急保育所」を区内4地区の4園(定員204人)で開設	・緊急時招集職員(マル緊)の指定(児童館等・保育園) ・緊急時招集職員の指定(保育園)	・消防隊による講習会(保育園での実施) ・看護師による救命救急講習会の実施 ・警察官による不審者対応訓練実施	【継続】 ➢ 子ども家庭支援センターでは、看護師による事故予防教室を継続的に開催する。 【短期】 ➢ 子ども家庭支援センターでは、警察官による不審者対応訓練を実施する。 ➢ 保育園では、応急保育所開設を想定した訓練を実施する。 ➢ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。
			・保育士の救急救命訓練の実施 ・不審者対応訓練の実施(保育園) ・不審者対応訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園) ・「さすまた」等の防犯設備の設置(保育園)	・消火設備の点検、消火器の定期交換等の実施(保育園) ・消火訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園) ・消防隊による講習会(児童館等)		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	2 食糧、水、燃料、物資等の供給が長期間途絶し、救助・救急・医療活動が滞る	総務部	各避難所に防災備蓄倉庫を設置し食糧や日用品等を備蓄	避難所や区庁舎等に外部からの燃料供給を要しないLED投光器や非常用蓄電池を配備	・備蓄スペースが充分でない避難所がある。	【長期】 ➢ 災害時を想定した効果的な備蓄倉庫の在り方を検討し、避難者等へ確実に備蓄物品を提供できる体制を整備する。また、令和元年台風第19号の教訓から浸水が想定される避難所については上階への移設を検討していく。
		観光・国際都市部	総合体育館の利用者や一時滞在者の身の安全を守るため、施設として水を確保	イスラム教徒の方が安心して食することができるハラールフードを提供しているお店を「大田区観光ガイドブック」6言語で紹介	・宗教食や菜食主義などにも対応し、誰もが飲食することのできる非常食を準備する必要がある。	【継続】 ➢ 引き続き飲料水の備蓄などの取組を随時更新しながら進める。 ➢ 食習慣や文化の違いに対応した区内飲食店情報の収集に努め、「大田区観光ガイドブック」の改訂の際には、積極的に掲載を進める。 【短～長期】 ➢ 誰もが飲食できる共通の非常食を検討し、結果を関係部署と連携しながら検証して実際の備蓄へとつなげていく。
		健康政策部	EMIS(広域災害救急医療情報システム)、災害時グループウェアを活用し、各病院の状況を把握する体制を構築	災害拠点病院5か所は3日分を備蓄	・断水時の透析患者の区外搬送(中長期的な疎開)について、移送手段、移送先、情報の管理方法の具体化が必要	【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に行う。 【中期】 ➢ 今後5年間で、東京都や透析医療ネットワークとの協議、災害医療連携会議の各作業部会での検討を通じて、透析患者の移送手段等の供給体制を検討する。
	子ども家庭部	食料等の備蓄(3日分)(児童館等・保育園)	医薬品の備蓄(児童館・放課後ひろば・保育園)		【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 子ども家庭支援センターで医薬品を備蓄する。	
	3 救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される	地域力推進部	久が原地区で、学校防災活動拠点において、災害時を想定した医療機関への搬送ルートの複数案を検討		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築		・区内の道路状況等を把握し、医療関係機関との情報共有が必要	【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に行う。
		子ども家庭部	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園)			【継続】 ➢ 保育園では、医薬品の備蓄及び品質年数の管理を行う。 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。
		まちづくり推進部	補助28号線(池上通り)・(仮称)大森駅西口広場の事業化に向けた都市計画手続きの準備		・地元調整の難航により事業化に遅れが生じている。	【短～中期】 ➢ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	3 救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される	都市基盤整備部	道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として5年毎に道路空洞化調査を実施し、補修工事を施工	道路障害物路線を対象に平成30年度から令和3年度の4か年計画で街路樹保全調査を実施し、補修工事を施工	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。	【継続】 ➢ 道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に路面化空洞調査を実施する。調査結果を受け、空洞箇所の調査補修工事を道路占用企業者と協力して実施する。 【短期】 ➢ 街路樹調査結果を受け、腐朽樹木については適宜、撤去処分を実施する。
			橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備		【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 ➢ 【中期】短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
			無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線 等)	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結(道路障害物活動に災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う。)		【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。
			防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)		【継続】 ➢ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➢ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。
4 交通麻痺や被災、パンデミック等により医療従事者の絶対数が不足し、医療機能が麻痺する		健康政策部	大田区災害時医療ボランティア要綱を定め、看護師等の確保を推進	EMIS(広域災害救急医療情報システム)、災害時グループウェアを活用し、各病院の状況を把握する体制を構築(必要に応じて各医師会へ応援要請を行う)	・医療者が勤務場所への到達が困難な場合、近隣の病院等での医療救護活動に従事する等、人的資源を有効に活用する対策の検討が必要である。	【継続】 ➢ 各種広報媒体(区ホームページ、区報等)を活用して、大田区災害時医療ボランティアの募集を継続する。
		こども家庭部	看護師の配置(保育園)			



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題(不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	5 建物倒壊、電源喪失等により、病院機能や患者の移送・傷病者の救護体制を維持できなくなる	健康政策部	病院の耐震化に係る補助制度(コンサル委託料)	大田区災害医療コーディネーター等を委嘱し、連携して患者の移送を実施する体制を構築	・病院の耐震化・免震化を促進するため、建物工事に係る補助制度が必要である。 ・非常用電源の購入、移設(地下から地上階)等に係る補助制度が必要である。	【継続】 ➢ 東京都や国の制度の周知、東京都や国に対する補助制度の要請を行う。	
			被災地内での受入れが困難な際、被災地外へ空路による広域搬送を行う体制を整備(東京都による広域搬送拠点の設置)				
		こども家庭部	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園)	救命救急訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)			【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 保育園では、災害時における医療的ケア児への対応に関する研修を実施する。
			看護師研修の実施(保育園)				
	6 電力供給停止等により在宅人工呼吸器患者等の機器類が停止し、死者が発生する	福祉部	在宅で人工呼吸器を使用している人に対して、訪問看護ステーションを介して災害時個別支援計画の作成を依頼し、区と訪問看護ステーションで情報共有	各地域庁舎に人工呼吸器バッテリー充電用の発電機を配備し、令和2年度にはさらに来庁者向けに発電機1台、貸出用として充電器1台を新たに配備	・患者自身がバッテリーを確保するなどの働きかけをすることで自助の力を促進する必要がある。 ・災害時個別支援計画の作成について、対象者及びその関係者へのより一層の周知が必要である。 ・災害時個別支援計画を未作成の方、訪問看護ステーションを利用していない在宅人工呼吸器使用者への情報提供や支援等を行う必要がある。	【短期】 ➢ 個別支援計画の実効性をより高めるために内容を精査し、必要に応じて変更を行う。 ➢ 訪問看護ステーション、医師会などの医療関係者の会議体に参加し、周知を行うことで計画策定を促進する。 【中期】 ➢ 健康政策部と連携し、人工呼吸器使用者災害時支援について、方向性の検討を進める。	
			健康政策部	保健師等による安否確認の実施方法等について、訪問看護ステーション協議会、福祉部等と具体化に向けた検討を推進	必要に応じて医療機関へ搬送できるよう、個別支援計画の具体化、関係者との情報共有に向けた検討を推進	・非常用発電機(バッテリー)の配備等が必要である。	【短期】 ➢ 保健師等による安否確認の実施方法等について具体化する。そのため、訪問看護ステーション協議会、福祉部等と連携して検討を行う。
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1 被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する	総務部	各避難所に被害想定者の約1日分の食糧等を備蓄(2日目を降については東京都が備蓄又は調達)	各避難所地域内に応急給水栓及び資機材を整備(給水栓は東京都が整備)	・蓄電池等、エネルギー供給に関わる物品の備蓄が十分でない。 ・応急給水栓の使用法の周知が不足している。 ・備蓄品を各避難所へ配送するための人手を確保する必要がある。	【継続】 ➢ アレルギー対応など、備蓄食料の充実を引き続き進める。 【短期】 ➢ 外部からの燃料供給を要しないLED投光器や非常用蓄電池を配備する。 ➢ 職員研修等を実施し、短期的に応急給水栓の使用法を周知する。	
			地域防災計画に基づき各区小・中学校等(91か所)や地区備蓄倉庫(38か所)に非常食を備蓄、アレルギー対応として備蓄物品(原材料)の内容をHP等で周知	賞味期限が到来したアルファ化米から順次、アレルギー対応のレトルト食品への切り替えを実施、令和元年度に避難所91か所にアレルギー対応のブラウンシチューを備蓄			

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1 被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する	地域力推進部	羽田地区の学校防災活動拠点会議において、備蓄物品の見直しを実施		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		産業経済部	東京都米穀小売商業組合大田支部、大田区食品衛生協会、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部等と、応急炊き出し、応急給水に係る災害時の協力協定を締結		・休日夜間の対応や災害時の連絡体制を構築する必要がある。	【短期】 ➢ 協定締結先と災害発生時の対応について協議を行っていく。
		こども家庭部	食料等の備蓄(3日分)(児童館等・保育園)	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園)		【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 保育園では、災害発生時のマニュアルを活用し、調理師以外の職員に対する調理訓練を実施する。
		都市基盤整備部	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結(道路障害物活動に災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う。)	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。	【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
		都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)		【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。 【継続】 ➢ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➢ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。	
		防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)			

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1 被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する	環境 清掃部			・備蓄物資等の輸送について、具体的な検討や訓練等を実施していないため、なるべく早期に検討を開始する必要がある。	【短期】 ➢ 備蓄物資の輸送等にかかる検討体制を構築し、検討を進める。 【中期】 ➢ 備蓄物資の輸送訓練を実施する。
	2 想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる	総務部	避難所の容量が不足した場合に備え、補完避難所38か所(区施設・協定先)を指定し、物品等を備蓄		・各避難所の運営状況を把握する必要がある。 ・物流拠点を確保する必要がある。	【長期】 ➢ 協定に基づき各備蓄倉庫周辺地域の組合加盟企業が車両等を調達し、輸送を行うための課題を検討する。 ➢ 災害時における国や都、他自治体からの支援物資の受け入れを含めた物資輸送体制の再構築、具体的な検討に当たり、民間物流事業者や東京都トラック協会大田支部との意見交換等を行い、協力して進める。
		地域力 推進部	都立、私立学校等の施設を補完避難所として使用する「災害時における学校施設に関する協定」を締結	自助(自宅での備蓄)を推奨	・水害時緊急避難場所の受入人員を算定する必要がある。 ・避難所が受入不能となった状況における情報伝達手段が確立していない。 ・補完避難所を開設する際の統一的な基準、開設要員、物資配備を検討する必要がある。 ・補完避難所の施設使用を想定した訓練が未実施である。	【継続】 ➢ 東京工業大学との連携について引き続き検討する。 【中期】 ➢ 都立田園調布高校と連携・協力し、補完避難所の開設を想定した避難者受付訓練など、実践的な訓練の実施について検討する。
観光・ 国際 都市部	避難所等で通訳が必要な場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等の活用により対応する。	大田区災害時支援外国人相談窓口の設置及び運営に関する協定を締結  締結先 (一財)国際都市おおた協会 締結年月日 平成30年12月28日	・多くの避難所等からの支援要請がある場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等を活用する体制づくりが必要。 ・発災時の通信状況や通訳タブレットの通訳者の確保が困難な場合も想定される。 ・語学ボランティア等の育成が求められる。 ・物資の不足に関しては、ボランティア等からの提供が円滑に進むよう平時から働きかけを行う必要がある。	【短～長期】 ➢ 全課に配備されているタブレット端末に、通訳対応アプリ(推奨:ボイストラ)を導入することを検討する。(実施に当たっての電源確保も検討する。) ➢ 語学ボランティア等の育成を支援する。		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
3 被災者の健康・生活環境を確保する	2 想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる	福祉部	区内高齢者施設27か所、障害者施設19か所と福祉避難所として協定を締結し、要支援者の避難先として確保	福祉避難所開設等訓練の実施	・一次避難所から二次避難所(福祉避難所)への移動手段を確保する必要がある。 ・要支援者の特性に応じた福祉避難所の受入体制(災害備蓄品を含む)を整理する必要がある。	【中期】 ➢ 福祉避難所のあり方について、大震災時・風水害時に分けて方向性の検討を進める。	
		健康政策部			・避難所での公衆衛生対策が必要である。	【中期】 ➢ 発災から72時間以降に問題化しやすい公衆衛生対策の必要性について、啓発(避難所運営組織への働きかけ)を行う。	
		こども家庭部	乳児を抱える世帯が保育園を一時生活の場とする「福祉避難所」について、32の区立保育園で1,334世帯が避難できる体制を整備			【短期】 ➢ 保育園において福祉避難所開設を想定した訓練を実施する。	
		空港まちづくり本部	HANEDA INNOVATION CITYにおける帰宅困難者の受け入れ対応、災害用マンホールトイレ・簡易トイレの配備		・HANEDA INNOVATION CITYにおける防災マニュアルの策定及び大田区との連携体制を整備していく必要がある。	【短期】 ➢ 公民連携による大田区との連携体制の構築に向けて検討を進める。	
		環境清掃部	平成27年3月に23区で「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、災害時のし尿処理の扱いを規定		・大田区災害廃棄物処理基本計画を運用する中で、災害時のし尿処理の具体的な対応について検討する必要がある。	【短期】 ➢ 災害時のし尿処理の具体的な対応を検討する。 【中期】 ➢ 災害時を想定した実地訓練を実施する。	
	3 広範囲なエリアにおける疫病や感染症の大規模発生、避難所における集団食中毒の発生等に対し、必要な人員、物品(備蓄品、備蓄医薬品)等の不足により抑止できなくなる	総務部				・備蓄食料を原因とする食中毒の発生を回避するためには、備蓄食料の量的充足及び種類の充実が求められるが、備蓄倉庫の広さや現状の管理状況を踏まえると現時点では難しい。	【短～長期】 ➢ 安全安心な備蓄食料の提供について、継続的に検討し、改善を図る。
		地域力推進部	感染症拡大の予防に備えて学校防災活動拠点の備蓄倉庫に救急箱、マスク、ゴム手袋、消毒剤等を備蓄		・避難所では、感染症隔離エリアの確保が困難であり、専門的な知識も不足すると見込まれる。	【短～長期】 ➢ 避難所での感染症対策について検討していく。	
		健康政策部	医師等による医療救護班の巡回体制の構築	避難所における衛生指導、防疫活動、食中毒対策を行う専門職による体制(班)の構築		・対応人員の確保及び消毒薬等の資機材の備蓄を進める必要がある。 ・避難所内で有症状者のエリアを分ける必要がある。	【中期】 ➢ 大田区災害医療連携会議の作業部会で検討避難所に開設する医療救護所の巡回体制の構築を検討する。 ➢ 発災から72時間以降に問題化しやすい公衆衛生対策の必要性について、啓発(避難所運営組織への働きかけ)を行う。
			被災住民の健康調査の実施により患者発見に努め、必要に応じ避難所等の消毒指導を実施				
		こども家庭部				・周辺自治体や民間会社等との連携協定を締結する必要がある。	



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
3 被災者の健康・生活環境を確保する	4 想定を超える帰宅困難者が発生し、滞在場所や物資が不足する	地域力推進部	千束地区で、東京工業大学との連携について検討		・帰宅困難者の滞在場所が不足している。 ・補完避難場所との連携、機能の検討が必要である。	【継続】 ➢ 東京工業大学との連携について検討する。
		区民部	民間事業者との協定の拡大を検討	令和元年台風第19号発生時、一時滞在施設における外国人対応として、micsおおたへ通訳を依頼	・蒲田駅周辺で帰宅困難者が一時避難できる地理的に適当な事業者が現れていない。 ・外国人帰宅困難者が増えた場合に、micsおおたで人的に通訳対応が可能かどうかを確認する必要がある。 ・乳幼児や障がいのある人など配慮が必要な帰宅困難者への対策が確立していない。 ・一時滞在施設において感染症予防対策を講じる必要がある。	【短期】 ➢ 区ホームページや蒲田駅前滞留者対策協議会において、蒲田駅周辺の帰宅困難者一時避難所に関する事業者への周知を行う。 ➢ 国際都市・多文化共生推進課と協議しながら、外国人帰宅困難者への通訳対応に関する検討を行う。 ➢ 関係各部及び蒲田駅前滞留者対策協議会において、乳幼児や障がいのある人などへの対応を検討する。 ➢ 関係各部及び蒲田駅前滞留者対策協議会において、感染症予防対策について検討する。
			関係各部との感染症予防対策に関する事前協議			
		観光・国際都市部	通訳が必要な場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等の活用により対応する。		・帰宅困難者滞り場所から多くの支援要請がある場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等を活用する体制づくりが必要。 ・停電等で通訳タブレット等の使用が不可になることも想定される。 ・語学ボランティア等の育成が求められる。 ・物資の不足に関しては、ボランティア等からの提供が円滑に進むよう平時から働きかけが必要である。	【短～長期】 ➢ 全課に配備されているタブレット端末に、通訳対応アプリ(推奨:ボイストラ)を導入することを検討する。(実施に当たっての電源確保も検討する。) ➢ 語学ボランティア等の育成を支援する。
		福祉部	要支援者の避難場所として、福祉避難所の開設を検討中	福祉避難所予定施設における必要な物資の備蓄状況を確認・調整中	・福祉避難所と一時的避難場所との役割の違いを明確にすることが必要である。 ・帰宅困難となった要支援者に対し、区内でバリアフリー設備が整った公共施設を一時的避難場所として提供するための連携を図る必要がある。	【中期】 ➢ 福祉避難所を一時的避難場所として開設するかどうかの検討を行う。 ➢ 帰宅困難者一時的避難場所として指定されている施設に要支援者スペースを設けることについて検討・調整を行う。
都市基盤整備部				・徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園・緑地の整備を進める必要がある。	【中期】 ➢ 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用方針の検討を行う。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
3 被災者の健康・生活環境を確保する	5 避難所生活が長期化し、保健・環境衛生対策の不足等により、心身の不調や災害関連死が発生する	地域力推進部	心身不調の予防のための取組として、入新井地区で介護予防事業や防災講習会、健康講演会等を実施		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		健康政策部	保健師等が巡回できるまでの間、避難所内において、自助・共助の取組で予防ができる啓発物を作成中	避難所の訓練において、保健衛生対策の普及啓発を実施(必要性について運営スタッフ・参加者に説明)	・全避難所への普及啓発活動が必要である。 ・避難所からの医療ニーズに係る情報収集体制の整備(避難所→健康政策部)と、情報に基づき行動判断するための訓練が必要である。 ・胃腸炎患者への支援策として、経口補水液の備蓄や供給体制(災害時協力協定)の確保が必要である。	【継続】 ➢ 避難所生活での保健衛生対策の普及啓発のため、避難所における公衆衛生啓発訓練を実施する。実施方法は、避難所の訓練と連携して行い、参加している区民に保健衛生対策の普及啓発を行う。 【短期】 ➢ 経口補水液の備蓄や供給体制の確保のため、事業者と災害時協力協定の締結を行う。
		地域力推進部	心身不調の予防のための取組として、入新井地区で介護予防事業や防災講習会、健康講演会等を実施		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		健康政策部	保健師等が巡回できるまでの間、避難所内において、自助・共助の取組で予防ができる啓発物を作成中	避難所の訓練において、保健衛生対策の普及啓発を実施(必要性について運営スタッフ・参加者に説明)	・全避難所への普及啓発活動が必要である。 ・避難所からの医療ニーズに係る情報収集体制の整備(避難所→健康政策部)と、情報に基づき行動判断するための訓練が必要である。 ・胃腸炎患者への支援策として、経口補水液の備蓄や供給体制(災害時協力協定)の確保が必要である。	【継続】 ➢ 避難所生活での保健衛生対策の普及啓発のため、避難所における公衆衛生啓発訓練を実施する。実施方法は、避難所の訓練と連携して行い、参加している区民に保健衛生対策の普及啓発を行う。 【短期】 ➢ 経口補水液の備蓄や供給体制の確保のため、事業者と災害時協力協定の締結を行う。
	6 避難所において、備蓄食糧又は支援物資として届けられた広域流通食品を原因とする食中毒が同時多発する	総務部	非常食の備蓄については、地域防災計画に基づき各区内小・中学校等(91か所)や地区備蓄倉庫(38か所)に備蓄。備蓄食料品の入替は賞味期限前に実施、アレルギー対応については備蓄物品(原材料)の内容をHP等で周知。	賞味期限が到来したアルファ化米から順次、アレルギー対応のレトルト食品の切り替えを推進。令和元年度には避難所91か所にアレルギー対応のブラウンシチューを入庫完了。	・備蓄品は種類、メーカー等を細かく分ける必要がある。 ・被災後に救援物資の振り分けを行う際には、同種の物を広範囲に配布しないようにする必要がある。 ・量的充足及び種類の充実、備蓄倉庫の広さや現状の管理状況を踏まえると難しい。	➢ 引き続き、アルファ化米からアレルギー対応のレトルト食品の切り替えを進めていく。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	1 区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する	企画経営部	平成30年度に区有施設の耐震診断を完了、耐震性が不足していた3棟について令和元年度に耐震補強設計を実施、令和2年度に2棟の耐震補強工事を実施 平成30年から令和元年まで耐震補強を実施していた区有施設2棟についても工事が完了 公共施設の耐震化率は約98%となり、耐震性が不足している施設については改修計画や、改築設計に着手	平成30年度に区役所本庁舎の構造体、非構造部材、建築設備の耐震性能の向上を図るため、耐震性向上改修工事を実施	・公共施設におけるパンデミック対策の充実を図る必要がある。	【継続】 ➢ 建物の老朽化や劣化状況を適切に把握し、計画的に改築や改修を行い、適正な維持管理に努める。 ➢ パンデミック対策として、ドアノブや水栓などを通じた接触機会を減少させるための方策を検討する。
		総務部	状況に応じて職員の参集を図るため、各所属で緊急連絡網を作成	職場における「3つの密」を回避するための取組 (時差出勤、週休日の振替等)	・公共交通機関の不通等、職員が登庁できないことが想定される。 ・職員の災害対策に対する意識を向上する必要がある。 ・職員一人ひとりが日常的な感染症予防を徹底する必要がある。	【継続】 ➢ 国や都の動向を把握し、区の防災対策に反映させていく。 【短期】 ➢ 令和元年の台風第19号の教訓を受けて、災害対策本部体制の強化に関する検討を進める。 ➢ 被災地派遣を経験した区職員や災害対応経験者による講話を通して、職員の防災意識の向上を図る。
			大田区業務継続計画(BCP)の作成	必要に応じて地域防災計画を改定		
		地域力推進部	学校防災活動拠点において、避難所開設・運営について、地域の方の力で行えるよう訓練を実施	感染症対策を考慮した避難所の開設・運営	・区施設が被災した場合の代替施設の検討が必要である。 ・感染症の疑いがある避難者の受入れを想定した訓練が未実施である。 ・災害時の組織人員体制の検討が必要である。	【継続】 ➢ 感染症対策も想定した学校防災活動拠点訓練を継続して実施する。 ➢ 水害時の特性及び感染症対策を考慮した施設使用計画の見直しを行う。
		区民部	BCPに基づく業務計画に則り、必要最低限の窓口業務等を実施	発生段階に応じて窓口業務等の継続、縮小、休止を実施。	・区外居住者の増加により参集できる職員数が減少している。 ・ロックダウン時に参集できる職員数が限られる。	【短期】 ➢ 区内在住者の人事配置について人事課と協議していく。 ➢ BCPに基づく、区内在住者による必要最低限の窓口業務等への対応を検討する。
		福祉部	災害時における福祉避難所及び水害時緊急避難場所内の要配慮者スペースへの人員配置計画を検討中		・災害時における組織人員体制について、平時からの検討が必要である。 ・発災時の時間帯により、参集可能な職員の数流動的である。	【短～中期】 ➢ 福祉避難所及び水害時緊急避難場所内の要配慮者スペースへの職員の派遣を含めた人員体制の整備を進める。
		健康政策部	職員の住所地から参集に要する時間を把握し、交替により行政機能を維持できるようローテーション対応を基本とした動員を計画	DEHAT(健康危機管理支援チーム)の受入れ体制を構築		【中期】 ➢ 災害時における初動対応訓練を健康政策部で実施し、職員体制の構築シミュレーションを行う。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	1 区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する	環境 清掃部	職員の参集困難や、通常の清掃業務に災害廃棄物処理業務が上乘せとなることで、必要な人数が確保できない場合には、委託事業者による作業員付き車両を要請	災害時の廃棄物対策を中心とした協定として以下を締結 「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:大田区環境協会 締結年月:平成 14.3.27 (最終更新:平成 27.4.22)	・協定先も同時に被災することを想定し、連携先を広域に広げていく必要がある。	【短期】 ➢ 大田区環境協会(締結先)との定例的な意見交換を行う。 ➢ 新たな協定締結先の検討を行う。
		総務部	区民安心・安全メールによる啓発	青色回転灯装備車両によるパトロール体制の整備		【継続】 ➢ 区民の安心・安全のため、区内4警察署に立寄って犯罪発生状況等の情報提供を受けるなど、警察署と連携しながら、青色回転灯装備車両によるパトロールを継続的に実施する。
	2 治安が悪化し犯罪が多発する	地域力 推進部	自治会・町会の会議や地域力推進会議において、防犯意識の向上を推進	自治会・町会等の地域の方が主体で実施している防犯パトロール活動を支援	・発災時に十分対応できるかが課題。	【長期】 ➢ 自治会・町会主体で行われている防犯パトロールの枠組みを活かし、学校防災活動拠点会議などで、「地域の見回り」「防犯活動」の具体的な取組方法を検討する。
			学校防災活動拠点運営マニュアルに「地域の見回り」「防犯活動」の項目を規定			
		子ども 家庭部	「さすまた」等の防犯設備の設置(保育園)			【短期】 ➢ 保育園において「さすまた」等を使用した防犯訓練を実施する。
	3 電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない	企画 経営部	スマホ等によりネットへのアクセスが可能な状態であれば、ツイッター利用により情報発信可能		・電力供給が限られた場合の情報伝達手段を確保する必要がある。	【中～長期】 ➢ 情報伝達手段の多様化の一環として、地域FM局などの活用必要性等について、ケーブルテレビ会社等の関係事業者と情報交換を行いながら、検討を進める。
		総務部	本庁舎非常電源設備の定期的な点検・作動確認	災害対策本部機能を維持するための非常用電源の確保	・発災時を想定した非常電源設備の燃料の補充等を訓練する必要がある。	【短期】 ➢ 可搬型の非常用蓄電池及び充電用ソーラーパネルを整備する。
			非常電源設備の燃料(3日分)を備蓄、電力停止が長期間に及ぶ場合の燃料確保のため協定を締結			【中期】 ➢ 毎年の設備定期点検時に燃料補充の確認作業を実施する。



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	3 電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない	地域力推進部	特別出張所や学校防災活動拠点に発動発電機を備え、運転訓練、点検を実施	令和2年度より特別出張所や学校防災活動拠点に蓄電池の配備を開始	・発動発電機の使用時間に限り(約72時間)がある。	【継続】 ➢ 発動発電機及び蓄電池の点検を実施するとともに、これらを活用した訓練を実施し、災害時に対応できる体制を整える。
		観光・国際都市部	大田区観光情報センタースタッフが、災害時にテレビやPCを活用し、情報収集・発信が行えるよう蓄電池を購入・設置	大田区観光情報センターに、災害時来場する方々のスマートフォン充電器を購入、設置	・災害時要支援外国人相談窓口であるmicsおた及び本庁舎で従事する職員用の蓄電池、スマホ充電器の整備が必要である。	【短～長期】 ➢ 蓄電池や充電器のmicsおた等での導入を検討し、検討結果を検証した上で蓄電池や充電器を導入する。
		健康政策部	災害時に医療を提供する病院を事前に周知(クリアファイルの配布等)		・区民の認知度が低く、新たな広報手段が必要である。	【短期】 ➢ 各種広報媒体(区ホームページ、区報等)を活用して、災害時医療体制の周知を図る。
		こども家庭部	各保育園に発電機を配備			【短期】 ➢ 保育園において発電機の使用訓練を実施する。
	4 情報連絡ツールの不足等により、関係機関との連絡・情報共有が停滞し、被害の拡大や復旧・復興の遅れが生じる	総務部	災害時通信手段の見直しに向けた基本計画書の作成	学校防災活動拠点の整備(情報拠点を含む)	・情報連絡システムを扱う職員の習熟度を向上する必要がある。 ・関係機関との連絡・情報共有体制を整備する必要がある。	【短期】 ➢ 災害時通信手段の見直しに向けた実施計画を作成する。 【中期】 ➢ 計画書に基づくシステム構築・運用設計を行う。 ➢ 学校防災活動拠点の発信力強化を図る。
		地域力推進部	自治会・町会と特別出張所にデジタルトランシーバー、PHSイエデンワを配備し、連絡体制を整備 災対地域力推進部と各特別出張所ではPHSイエデンワ、災害時グループウェアによる連絡・情報共有手段を備え、訓練を実施	災害対策本部と特別出張所で災害時情報共有システム(クロノロジー)を活用した情報収集を実施	・自治会・町会以外の関係機関との情報連絡ツールが不足している。 ・防災行政無線の通信状況・電波状況を改善する必要がある。	【長期】 ➢ 自治会・町会にあるトランシーバーを用いた情報通信訓練を強化し、関係機関の活動状況なども収集できる体制を整備する。
		健康政策部	災害時グループウェアの通信手段として、地域BWA回線網の活用推進	災害拠点病院を中心としたグループ化を図り、グループ内での対応(相互支援、傷病者搬送等)できる体制を構築		【継続】 ➢ グループごとに緊急医療救護所の訓練を実施し、災害時グループウェアを使用した情報連絡訓練を継続的に実施する。
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	1 電気、ガス、上下水道等のライフラインが長期間停止する	健康政策部	災害拠点病院は3日分を備蓄			【継続】 ➢ 災害拠点病院の食糧や非常電源確保状況の把握に努める。
		都市基盤整備部	避難所、災害復旧拠点等の周辺の下水道施設の耐震化(令和2年度完了予定) 都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等) 今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」の策定	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	➤ 今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	2 道路・鉄道などの交通網が寸断され、陸上、海上の移動・輸送機能が麻痺する	総務部	災害時の物資水上輸送に関する協定の締結	防災船着場を活用した水上輸送訓練の実施	・搬出や輸送を行う職員の習熟度向上、陸揚げした物資の配送に必要な陸上輸送ルートの確保、船舶の着岸環境の整備(航路の水深確保など)を進める必要がある。	【短期】 ➤ 国や都と連携し、水上輸送訓練を実施する。 【中期】 ➤ 協定に基づく物資輸送体制構築等の検討を進める。 ➤ 庁内での調整を図り、ハード部分の整備を進める。
		まちづくり推進部	新空港線の整備促進(災害発生時の迂回ルートの確保)		・整備着手に向け、都区で構成される「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」において早期に関係者合意を図る必要がある。	【短期】 ➤ 都区間の「協議の場」において、課題となっている費用負担割合等について合意形成を図る。 【中期】 ➤ 整備主体となる第三セクターを設立し、整備を進める。
		都市基盤整備部	防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。 ・夜間に船着場を使用する場合の照明や鍵の管理が課題となっている。	【継続】 ➤ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➤ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。
			都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)		【短期】 ➤ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➤ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 ➤ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➤ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
			今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)			【長期】 ➤ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	3 羽田空港や空港周辺エリアの被災により、空の移動・輸送機能が麻痺する	総務部	都等防災関係機関と連携して、特別防災区域内(羽田空港一～三丁目の一部)に対する防災対策を推進		・空港エリアの発災による区民の影響を考慮した対応が必要である。	【中期】 ➢ 都等防災関係機関と連携しながら対応する。
	4 被災やパンデミックにより事業継続が困難になり、多数の区内事業者が倒産・廃業する	産業経済部	国や東京都と連携し、区内の中小企業者に低利で利用できる各種の融資を金融機関にあつせん	区内産業関係団体と平時から協力を構築し、情報交換を実施	・BCPの策定など、災害・パンデミックへの事前対策に取り組んでいる事業者の割合は低いことが予想される。	【短期～中期】 ➢ 企業の危機管理に関する普及啓発パンフレットの配布やBCP策定セミナー等を通して、事業者の危機管理意識向上を図る。
	5 金融サービス等の機能停止により区民生活や商取引に甚大な影響が発生する		企業の危機管理に関する普及啓発パンフレットを作成(令和3年度に作成予定)			
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	6 災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる	都市基盤整備部	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。 ・廃棄物処理場が内陸部に無い。(大規模な公園は避難場所や仮設住宅の予定地となっている。)	【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。
			無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	6 災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる	環境 清掃部	災害廃棄物の処理に係る取組方針や取組体制等について定めた「大田区災害廃棄物処理計画」を今年度策定の手続き中	災害廃棄物の処理に係る他自治体、民間団体等との協力体制構築を目的とした協定締結「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合 締結年月日:令和2.4.1 「災害時における事業者との協力協定」計8件 所管:清掃事業課 締結先:東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合ほか 締結年月日:令和2.4.1	・災害時の廃棄物仮置場を確保する必要がある。 ・災害廃棄物処理に係る庁内連携を構築する必要がある。 ・国、都、他自治体、民間団体等との連携体制の構築等を進める必要がある。	【短期】 ➢ 災害時の廃棄物仮置場確保について検討する。 ➢ 災害時に必要な物品の調達を進める。 ➢ 協定締結先との定例的な意見交換を実施する。
		地域力 推進部	久が原地区で、地域、事業者等各団体が日頃から顔を合わせ、情報交換する場として地域防災協議会を設置		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
	7 地域コミュニティが機能しなくなり復興に向けた合意形成が困難になる	まち づくり 推進部	都市復興に関するパンフレットを作成し、被災時には、地域コミュニティを母体とした地域復興組織が役割を担うことを周知			【短期】 ➢ モデル地域を選定し、復興まちづくり勉強会や模擬訓練等を実施する。 【短～長期】 ➢ モデル地域での実施結果を踏まえ、自治会・町会やまちづくり協議会等での復興模擬訓練や、職員向け復興訓練を実施する。
		都市基盤 整備部	地籍調査のうち、土地(私有地)と道路等(公有地)の境界のみを先行して調査する「官民境界等先行調査(街区境界調査)」を実施		・投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【継続】 ➢ 官民境界等先行調査(街区境界調査)を継続し、完了後に一筆地調査に移行する。
	8 専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる	総務部	医療や語学に特化した専門ボランティアの確保	専門ボランティア登録制度の導入(医療、語学)	・専門ボランティアの受入体制を構築する必要がある。 ・ボランティアセンターの運用方法を確立する必要がある。	【中期】 ➢ 人的資源に関するボランティアの受援体制について、関係部署との調整を踏まえながら進めていく。
		福祉部			・要支援者が求めているボランティアに対する要望を把握する必要がある。	【中～長期】 ➢ 災害時におけるボランティアの要支援者対応に関して、関係諸団体との協力内容(役割)について検討する。



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	8 専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる	まちづくり推進部	住家被害状況調査に関し、平成24年3月に建築士関係団体等と「建築関係専門技術ボランティアによる応急対策活動に関する協定」を締結	住宅の応急修理に関し、平成24年3月に建設関係団体と「災害時の被災建物の応急修理等に関する協定」を締結	・災害関係の協定に関して、協定の有効性を担保することが重要である。平時からの連絡体制の構築はもちろん、発災時の具体的な対応を検討する必要がある。	【短期】 ➢ 住家被害状況調査等マニュアルの内容を踏まえ、災害協定の有効性を高めるための検討を行い実施体制を整え、発災に備える。 【中～長期】 ➢ 協定団体及び庁内に対し研修等を実施することで、発災時の対応力の向上を図る。
			令和2年度に住家被害状況調査等(り災証明発行、応急修理を含む)マニュアルを作成			
	環境清掃部	国の被災自治体への援助制度(災害廃棄物処理支援ネットワーク、被災市区町村応援職員確保システム等)に関する調査・検討	災害時の廃棄物対策を中心とした協定として以下を締結「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:大田区環境協会 締結年月:平成 14.3.27 (最終更新:平成 27.4.22)	・協定先も同時に被災することを想定し、連携自治体を広域に広げていく必要がある。 ・応援職員の受入体制について具体的に検討する必要がある。	【短期】 ➢ 大田区環境協会(締結先)との定例的な意見交換を実施する。 ➢ 新たな協定締結先の検討を行う。	
	地域力推進部	久が原地区では、学校防災活動拠点会議において、学校と協議しながら、学校の早期再開に向けた避難所運営を推進		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。	
9 避難所開設が長期化し、従前の施設機能の回復が見込めない	福祉部	福祉避難所予定施設における必要な物資の備蓄状況を確認・調整中		・避難所で生活する要支援者を受け入れる施設を確保するため、区内福祉施設と連携する必要がある。	【短～中期】 ➢ 区内福祉施設と連携し、各事業所の人員体制等を把握する。	
	こども家庭部	乳児を抱える世帯が保育園を一時生活の場とする「福祉避難所」を災害発生後4日から7日開設(それ以降は被災者が避難所に移動して通常保育を実施)				
	まちづくり推進部	東京都住宅政策本部からの調査依頼を受け、公園の応急仮設住宅建設予定地調査を実施し、情報を更新		・応急仮設住宅を建設できる公園敷地が十分確保できない。	【継続】 ➢ みなし仮設住宅として供給する民間賃貸住宅の借り上げについて、不動産関係団体や東京都との調整等を含め、検討を進めていく。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
6 制御不能な二次災害を発生させない	1 広域かつ大規模な火災が発生する	総務部	ハザードマップ(震災編・風水害編)、防災チェックブックを全戸配布	ハザードマップ(震災編)による広域避難場所の周知	・避難場所とする公園敷地等が十分確保できない。	【継続】 ➢ ハザードマップ(震災編・風水害編)、防災チェックブックの全戸配布後も、継続的に区民に対して災害に関する普及・啓発を行う。
		地域力推進部	学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会の防災訓練において、消防署や消防団と協力して消火訓練を実施			【継続】 ➢ 学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会の防災訓練を継続的に実施していく。
		健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に実施する。
		まちづくり推進部	平成26年6月に「新たな防火規制」を区内約1,551haに導入	不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月未までに209棟)	・木密地域の解消については、区の取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的に取り組む必要がある。	【継続】 ➢ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。
			都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月未までに1,005棟)	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月未までに22件)		【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。
			木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入	幅員4m未満の狭あい道路拡幅整備事業を平成16年から実施		【継続】 ➢ 狭あい道路拡幅整備事業では、年間目標として4Kmを整備していくとともに、周知活動を行い事業の拡充を図る。
		空港まちづくり本部	羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に基づき、災害時において避難場所としての機能を果たせるよう多目的広場を整備	敷地約20,000㎡について、公園として整備することを平成28年に都市計画決定		【継続】 ➢ 対象地について、都市計画公園として整備していく。
都市基盤整備部	公園・緑地・広場等の空地が不足しているエリアにおける、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となりうる公園用地の確保及び整備	大規模公園については、安全・安心で使いやすい公園にするともに、安全に避難できるようバリアフリーの向上を図る		【継続】 ➢ 延焼防止等に資する公園・緑地・広場等の空地を確保、整備する。 ➢ 大規模公園の防災機能の向上及び老朽化対策に努める。		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
6 制御不能な二次災害を発生させない	2 河川堤防、防潮堤及び兼用工作物の損壊により洪水が発生する	総務部	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	より多くのマイ・タイムライン講習会を開催し、早期避難の普及・啓発を強化	・水害時緊急避難場所の周知不足や避難者の受入れスペースの不足などに対応するための取組を進めていく必要がある。	【短期】 ➢ 継続的に訓練の実施や講話の開催など、激甚化災害に対する避難対策の周知を行っていく。
		地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	各地域においてマイ・タイムライン講習会を開催し、区民の意識啓発を実施		【継続】 ➢ 転入者及び希望者を中心に、ハザードマップ等の配布を継続的に行う。 【長期】 ➢ 自治会・町会や学校防災活動拠点を通じて、水害における区民の避難意識の向上や情報伝達方法の強化に取り組む。
		健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼する。		・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要。	【短期】 ➢ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和5年度までに全ての病院が策定することを目指す。
		都市基盤整備部	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち3橋の耐震照査が完了(令和5年度に11橋完了))	令和4年までに耐震照査が必要な橋梁(許可工作物)11橋のうち3橋の耐震照査が完了(令和2年度に11橋完了予定)	・スーパー堤防の整備を促進する必要がある。 ・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【継続】 ➢ 引き続き、都の防潮堤耐震補強整備において、施工ヤード確保などに協力する。
	都の防潮堤耐震補強整備において、施工ヤード確保などに協力					
	3 危険物・有害物質等が広域に流出・飛散する	健康政策部	毒物劇物取扱施設で大型の貯蔵庫(タンク)を保有している施設に対して、3年に1回程度、漏洩及び流出防止対策等の確認及び有事の際の情報連絡体制についての確認を実施			【継続】 ➢ 漏洩及び流出防止対策等の確認を3年に1回程度実施する。
環境清掃部		適正管理化学物質を扱っている工場について、その用途や使用量等の確認を行い、自主管理体制が構築できるように指導を実施			【継続】 ➢ 工場の新設や変更の相談の際に、適正管理化学物質を扱っている場合は、その用途や使用量等の確認を行い、自主管理体制が構築できるように指導を実施する。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
6 制御不能な二次災害を発生させない	4 主要道路沿道の建物倒壊により交通麻痺等が発生する	健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に実施する。
		まちづくり推進部	平成22年3月耐震改修促進計画の改定を行い、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、すでに指定済の緊急輸送道路の他に沿道耐震化道路を新たに指定	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に対する助成 平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物助成を開始。 【令和2年12月末までの実績】 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断186件、耐震改修設計72件、耐震改修工事(除却工事含む)52件	・非木造の建物については所有者が複数あり耐震化への合意形成が難しい。特定緊急輸送道路沿道建築物のうち分譲マンションでは合意形成や資金調達が困難なケースが、また、ビルや賃貸住宅では、賃借人等の移転費用の捻出が負担となり、耐震化に踏み切れないケースがある。 ・旧耐震の建物所有者が高齢化しており、耐震化を進めるにあたり高齢者のニーズに対応する必要がある。 ・木密地域の解消については、区の取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的な取組が必要である。	【継続】 ➢ 特定緊急輸送道路沿道建築物への助成は、令和7年度末まで行い、その後の継続については国、都と調整する。 ➢ 分譲マンション助成事業は引き続き継続し、理事会及び総会での助成制度や耐震化の手順についての説明やDMの送付等を通じた助成制度の普及啓発を行う。
			不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月末までに209棟)	都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月末までに100棟)		【継続】 ➢ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。 ➢ 都市防災不燃化促進事業は、大森中・糀谷・蒲田地区は令和3年度まで、羽田地区・補助29号線沿道地区は令和11年10月まで、継続して実施する。
			平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月末までに22件)	木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入		【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。
都市基盤整備部	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結(道路障害物活動に災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う。)					



#### 4 SDGsの17目標と本計画の事業との関係

・各事業がSDGsのどのゴールにつながっているかを一覧で示しています。主としてつながるゴールに◎を、副次的につながるゴールには○を付しています。

	SDGs																
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
I-1-1																	
妊婦等への支援の充実			◎														
産後の早期子育て支援の推進			◎													○	
子育て相談体制の拡充			◎														
子どもの発達支援の充実			◎	○													
児童虐待リスクの早期発見		○	○	○						○						◎	
(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備			○	○						○	○					◎	
子どもの生活応援	◎	○	○	○						○						○	○
I-1-2																	
良質な保育環境の維持・向上			◎		○												
保育人材の確保、保育の質の向上			◎		○												
区立保育園等の改築・改修			◎		○												
安全・安心な放課後の居場所づくり			◎	○	○												
在宅子育て支援事業等の拡充			◎		○											○	
I-1-3																	
ICT*教育の推進				◎													
国際理解教育の推進				◎												○	
学校教育環境の整備				◎				○		○							
個に応じた学びの支援				◎						○							
I-2-1																	
地域医療連携の推進(在宅医療支援体制の強化)			◎														
健康危機管理体制の強化			◎														
みんなの健康づくり			◎														
受動喫煙防止対策の推進			◎														
国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進			◎														
I-2-2																	
障がい者総合サポートセンター(さぼーとびあ*)の運営・充実			◎	○				○		○							
地域生活支援拠点等の機能の充実			◎							○	○						
精神障がい者に対する支援の充実			◎							○							
福祉人材の確保・育成・定着			◎					○		○							

ユニバーサルデザインに配慮したサービスの改善			○							◎							
だれもが円滑に移動できるまちづくり										◎	○						
生活困窮者自立支援事業の実施	◎	○	○	○				○		○	○						
生きづらさを抱える人への支援	○		◎							○							
多様な人々が活躍できるまちづくり			○	○	◎			○		○							
1-2-3																	
生涯学習の基盤づくり					◎												
生涯学習の推進					◎												
図書館を活用した学習環境の整備・展開					◎						○						
地域の歴史・文化資源の活用					◎						○						
東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業			○	◎							○						
スポーツ施設の整備・充実			◎	○													
区民のスポーツ実施率を上げる環境整備			◎	○													
1-3-1																	
高齢者の就労促進・地域活動の支援	○		○					◎									
高齢者が元気に過ごすための事業の充実			◎														
多様な主体が参画する地域づくりの支援			○														◎
見守り体制の強化・推進			◎								○						○
地域共生社会 <sup>*</sup> を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化			◎							○	○						
共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援			◎							○	○						
多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援			◎								○						
高齢者等の権利擁護・個人の尊重	○		○							◎						○	
2-1-1																	
蒲田駅周辺のまちづくり								○		○	◎		○				○
大森駅周辺のまちづくり								○		○	◎		○				○
身近な地域の魅力づくり								○		○	◎		○				○
20年後の未来を見据えたまちづくり基本方針の検討								○		○	◎		○		○		○
新空港線 <sup>†</sup> の整備推進										○	◎		○				○
都市計画道路の整備	○									○	◎		○				
自転車等利用総合対策の推進			○								◎						
2-1-2																	
拠点公園・緑地の整備			○								◎		○	○	○		○
地域に根ざした公園・緑地の整備			○								◎		○		○		○
地域力を活かしたみんなのみどりづくり											◎				○		○
呑川水質浄化対策の推進							○				◎			○			
散策路の整備			○								◎				○		

	1 貧困をなくそう	2 健康をこころに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
2-1-3																	
燃えないまちづくりの推進	○								○		◎		○				
倒れないまちづくりの推進	○								○		◎		○				
地域の道路整備	○							○	○		◎						
安全で快適な住環境の確保	○					○	○	○			◎		○				
無電柱化の推進	○							○			◎		○				
橋梁*の耐震性の向上	○							○			◎		○				
都市基盤施設の維持管理の推進	○							○			◎		○				
交通安全の推進			○								◎						
水防活動拠点の整備	○							○			◎		○				
2-2-1																	
HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり							○	○	◎		○		○				○
空港臨海部の魅力向上と活性化							○	○	◎		○		○		○		
空港臨海部交通ネットワークの拡充									◎		○						
2-2-2																	
「国際都市おおた」の推進																	◎
2-3-1																	
工場の立地・操業環境の整備								○	◎								
新製品・新技術開発の支援								◎	○								
取引拡大の支援								◎	○								
商いの活性化、魅力の発信	○							◎	○								
創業支援	○							◎	○								
ネットワーク形成支援								○	◎								
多様な産業の持続的な発展に向けた人材育成・事業承継・危機管理				○				◎	○								
2-3-2																	
シティプロモーション*の推進								◎									
来訪者等受入環境整備								◎									
観光まちづくりの支援と多様な主体と連携したにぎわいの創出								◎									
3-1-1																	
区民活動への支援				○													◎
しなやかな地域づくりの推進				◎													
多文化共生の推進	○			○						◎							

3-1-2																
災害時相互支援体制の整備	○										○	◎		○		
災害ボランティアの育成・支援	○											◎		○		
災害への備えの充実	○											◎		○		
避難場所等の拡充	○									○		◎		○		
災害時医療体制の整備と周知	○		○									◎		○		
地域防犯活動の支援																◎
防犯啓発活動	○															◎
3-2-1																
大田区環境基本計画の改定							○					◎	○	○	○	○
環境にやさしいライフスタイルへの転換							○						○	◎		○
区による率先行動							○						○	◎		
発生抑制・再利用・リサイクル(3R)の推進													◎		○	
さらなるごみの適正処理推進													◎		○	
まちを彩りこころを潤す緑事業																◎
3-3-1																
区政情報発信の充実																◎
多様な主体との連携・協働 <sup>*</sup> による区民サービスの向上																○
信頼される行財政運営の推進								○								◎
職員能力の強化				○				○								◎
公共施設マネジメントの推進						○		○			◎		○			
自治体 DX(デジタル・トランスフォーメーション) <sup>*</sup> の推進								◎								○



## 5 用語解説

(あ～)

アウトリーチ支援	精神障がい者の地域生活の安定化を目指して、保健師・精神保健福祉士等の多職種がチームを組んで行う訪問型支援。
青色回転灯車	自主防犯パトロールを実施するために青色回転灯を装備した車両。青色回転灯を装備して防犯パトロールを実施するには警視庁（警視総監）の証明を要する。
一時預かり保育	保育者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに利用できる保育事業。
インセンティブ	人や組織に対して行動を促す動機づけ。
ウェルカムショップ	外国人が安心して大田区内で飲食・買い物・観光・宿泊できる店舗・宿泊施設等。
駅まちマネジメント	まちと一体感のある駅、まちづくりの拠点として利便性の高い駅を目指す活動。
オフィス製紙機	オフィス内で使用済の紙を原料として、文書情報を完全に抹消した上で新たな紙を生産できる製紙機。

(か～)

がいきよ 街渠	舗装された道路の雨水が流れ込む排水用の側溝。
(仮称) 公民連携プラットフォーム	企業や大学等の多様な主体と、複雑化・多様化する地域課題の解決に向けたアイデアや行動を議論するための開かれた場。シンポジウム（意見交換会）やフォーラム（公開討論会）などの形態で実施する。
家庭福祉員事業	区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後43日から2歳未満の子どもを預かる制度。通称「保育ママ」といい、自宅又はグループ保育室（自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業）で家庭的保育を実施する。
企業者支障移設工事	道路整備工事等を行う際に、工事の支障となる地中埋設管（水道管、下水道管、ガス管など）等の既存施設を事前に移設する工事。
きゅうせいめいぶんこ 旧清明文庫	関東大震災の復興期に、勝海舟の精神を基本に置きながら、図書の収集閲覧、学習、人材育成としての講義などを行う場として財団法人清明会が設置したもの。平成24年（2012年）に区が取得。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。
協働	区民をはじめ自治会・町会*、団体・NPO*、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
共同化事業	複数の宅地を一つの宅地（敷地）にまとめて建物を整備し、複数の権利者が一体的に建物を利用する事業。
きょうりょう 橋梁	河川や道路、鉄道、運河などをまたぐ橋。
緊急医療救護所	区が、災害拠点病院*等の近接地等に設置する医療救護所。
クラウド	コンピューターの利用形態の一つで、事業者が保有するシステムの一部をインターネット経由で利用するサービス。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。
軽症者救護所	近隣に緊急医療救護所*を開設する病院がない地域に、災害発生直後から概ね72時間程度開設し、自ら歩ける程度の軽症者の治療を行う救護所。
健康経営®	特定非営利法人健康経営研究会の登録商標。経営的視点から、企業や事業所が従業員の健康づくりに取り組むこと。

健康遊具	健康維持、体力向上を目的として、公園など身近な場所に設置する遊具。
公共溝渠 <small>こうきゅうこうききょ</small>	給排水を目的として造られた水路のうち溝状のもので、護岸などの附属施設を含め、一般公共の用に供されているもの。
公債費	特別区債*の元金及び利子などの支払いに要する経費。
交通結節点	異なる(又は同じ)交通機関が相互に連絡し、乗り換えや乗り継ぎができる駅などの場所。
高濃度酸素水浄化施設	通常よりも多くの酸素を溶かし込んだ水を、酸素量が少ない川底付近に流すことで酸素量を増加させ、水質を浄化する施設。
後発医薬品	先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品。ジェネリック医薬品ともいう。
合流改善貯留施設	雨の降り始めの特に汚れた下水を一時的に貯留し、河川などの公共用水域へ放流される汚濁負荷量を削減するための施設。
コンテンツ	Webサイトで公開される個々の情報、Webページ。

(さ～)

災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。
サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
さぼーとぴあ	「大田区立障がい者総合サポートセンター」の愛称。障がいのある方を総合的に支援するための拠点として、相談窓口を設け、各機関と連携しながらさまざまな支援を行っている。
産業クラスター	新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位性を持つ産業が核となって、広域的な産業集積が進む状態。ブドウの房を意味する「クラスター」が転じ、企業が特定の地域に集まることを意味するようになった。
三密	集団感染の発生リスクが高くなる「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件。
自治会・町会	住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
シティプロモーション	大田区の認知度の向上、地域経済の活性化及び区民の地元に対する愛着の醸成等を目的に、大田区ならではの多様な魅力を効果的に発信すること。
自転車走行環境	自転車道や自転車専用通行帯、自転車ナビマーク・ナビライン等の手法によって整備される自転車が走行する環境全般のこと。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う団体。
シビックプライド	まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、自らまちのために関わっていかうとする気持ち。
社会貢献型後見人	弁護士等の資格を持たない一般市民による成年後見人、保佐人及び補助人。
周産期医療機関	妊娠後期から新生児早期(妊娠22週から出生後7日目まで)の母体、胎児、新生児を総合的に管理する医療機関。
受益者負担	特定のサービスを利用し、利益を受ける場合において、サービス利用者が受益者としてコストの一部を負担すること。
使用済小型電子機器	小型電子機器等(一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具)のうち、その使用を終了したものをいう。具体的な品目は、政令で定められている。

新空港線	区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、都心・副都心や東京圏北西部地域と羽田空港間のアクセス強化などが図られる鉄道路線（蒲田駅と京急蒲田駅の約800mをつなぐ路線）。
スカム	川底に溜まった沈殿物が水面に浮上した浮遊物質の塊。
スタートアップ試作支援	区内でものづくり系の創業*を目指し、かつ、試作品の製作を検討している方を対象として、区内企業訪問等を通じて創業に必要な知識を学びながら試作品の製作を支援する事業。
センターエリア	京急蒲田西口駅前地区第一種市街地再開発事業区域の西側に隣接するエリア（蒲田四丁目の一部）。
創業	新しく事業（ビジネス）を始めること。

（た～）

多文化共生	国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
だれでも遊具（UD遊具）	障がいの有無に関わらず、子どもが安全に遊ぶことのできる遊具。
団塊世代・団塊ジュニア	●団塊世代・・・昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）生まれの人。 ●団塊ジュニア・・・昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）生まれの人。
地域共生社会	平成28年度6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと。
地域コミュニティ	地域における協働*意識を持った住民による社会。
地籍調査	土地の区画に対する所有者などを調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
チャットボット	テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムのこと。
定期利用保育事業	毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間（4時間以上）を柔軟に決められる保育事業。
デジタル・ガバメント	国・地方・民間が一体となり、組織等の各種縦割りを超えた「すぐ使えて」「簡単で」「便利」な利用者中心の電子自治体を目指すこと。
道路台帳	道路法により道路管理者の調製が義務付けられており、道路に関する基礎的な情報を図面と調書にまとめたもの。
特別区交付金	都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、市町村税である固定資産税、法人市町村民税及び土地保有税を都が課税・徴収し、その一定割合を区に配分するもの。
特別区債	公共施設等の整備資金となる長期の借入金で、借入先は国や銀行など。
土地区画整理事業	土地の区画形質の変更を行い、公共施設（道路・公園等）を整備することによって、「公共施設の整備改善」と「宅地の利用増進」を図ることを目的として行う事業。

（な～）

仲間まわし	例えば自分のところでは「切削」作業しかできなくても、「穴あけできる工場」「研磨ができる工場」といったように、近くの工場に工程をまわして、発注された製品を納品できる、工場集積を特徴とした大田区ならではのネットワーク。
認可保育園	児童福祉法に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。
認証保育所	都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準（0歳児保育、13時間開所など）に基づく保育所。

認知症カフェ	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、お互いの理解を深め合うことができる集いの場。
--------	---

(は～)

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人など、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者 <sup>*</sup> について、本人の申請に基づき作成する名簿。平常時から避難支援等関係者に提供し、災害時における安否確認などの支援に備える。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づいて実施する給付や、区が単独で行う各種扶助に係る経費。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
フリーアドレス	オフィスの中で固定の席を持たず、自分の好きな席で働くワークスタイルのこと。
ふれあい指導	清掃事務所の職員が、区民・事業者との対話を中心とするきめ細やかな「ふれあい」を大切にして行う、ごみの分別などの適正排出指導のこと。
ベンチャーピッチ in 羽田	交通、物流、ものづくり等の領域で創業 <sup>*</sup> を目指す個人、創業後間もない企業を対象にしたセミナー・コーチング等支援事業。
防災市民組織	東京都震災対策条例第34条に基づき「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共助の理念に基づき設置している自治会・町会 <sup>*</sup> を単位とした地域の協働 <sup>*</sup> 組織。

(ま～)

マイクロツーリズム	自宅からおおよそ1時間圏内の地元や近隣への近距離観光のこと。
マイ・タイムライン	風水害の発生に備えて、自分自身の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「誰が」「何を」するのかをあらかじめ時系列で整理した避難行動計画。
まちかど観光案内所	観光マップ・パンフレットを配布したり、近隣の案内をしたりすることで、来訪者に情報提供をする店舗・宿泊施設等。
ものづくり創業スクール	区内でものづくり系の創業 <sup>*</sup> を目指す方を対象として、座学形式のセミナーと起業を仮想体験するワークショップを実施する事業。

(や～)

やさしい日本語	日本語に不慣れな外国人など、だれにでもわかりやすく、おぼつかしい言葉を使わない日本語。
---------	---

(わ～)

ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。
--------------	---

(A～)

AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能のことをいい、判断や予測などの人間が行う知的な作業をコンピューター上で実現する技術。
DX(デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。
ICT	Information(情報)やCommunication(通信)に関するTechnology(技術)の総称。



アイオーティー I o T	Internet of Things(モノのインターネット)。コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、様々なものがインターネットに接続され、相互に情報のやり取りをすること。
ITガバナンス	区における情報技術に関する戦略的・全庁的な統制。
JOBOTA	「大田区 生活再建・就労サポートセンター」の愛称。経済的、精神的な問題、就労についての問題などさまざまな課題を抱えた方のための無料相談窓口。
マイス MICE	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ*旅行(Incentive Travel))、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字で、多くの集客交流が見込めるビジネスイベントの総称。
エムエムエス MMS測量	3次元レーザー計測機とデジタルカメラによって、道路及び周辺の3次元座標データと連続映像を取得する計測装置を用いた測量方法。
NGO	Non-Governmental Organization(非政府組織)の略。平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。
NPO	Non Profit Organization(特定非営利活動団体)の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。
PFI	Private Finance Initiativeの略。PPP*の代表的な手法の一つで公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。
PPP	Public Private Partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。
RPA	Robotics Process Automationの略。人間がコンピューターを操作して手作業で行っている事務処理を自動的に行うソフトウェア。
SIB	Social Impact Bondの略。民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果を支払の原資とすることを指すもの。
UD	Universal Design(ユニバーサルデザイン)の略。あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。
UDパートナー	ユニバーサルデザインの普及啓発、区の施設や道路等の調査点検や意見交換等を行うUDパートナー制度に登録した区民。



# 新おおた重点プログラム

～ポストコロナ時代の暮らしを支える区政運営に向けて～



令和2年度～5年度  
(2020年度～2023年度)

【令和3年度版】



©大田区

令和3年(2021年)3月

発行 大田区企画経営部

〒144-8621

東京都大田区蒲田5丁目13番14号

電話:03-5744-1735(直通)

FAX:03-5744-1502

<https://www.city.ota.tokyo.jp>